

平成 19 年多賀城市議会決算特別委員会会議記録（第 2 日）

平成 19 年 9 月 18 日（火曜日）

◎出席委員（21 名）

委員長 小嶋 廣司

副委員長 板橋 恵一

委員

柳原 清 委員

深谷 晃祐 委員

伏谷 修一 委員

米澤 まき子 委員

金野 次男 委員

雨森 修一 委員

森 長一郎 委員

藤原 益栄 委員

佐藤 恵子 委員

中村 善吉 委員

吉田 瑞生 委員

相澤 耀司 委員

松村 敬子 委員

根本 朝栄 委員

尾口 好昭 委員

昌浦 泰己 委員

石橋 源一 委員

竹谷 英昭 委員

阿部 五一 委員

◎欠席委員（1 名）

伊藤 功一郎 委員

◎説明員

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 高橋 弘
市長公室長 澁谷 大司
総務部長 板橋 正晃
市民経済部長 菊池 三雄
保健福祉部長 相澤 明
建設部長 後藤 孝
下水道部長 鈴木 建治
建設部理事(兼)多賀城駅周辺整備課長 佐藤 正雄
総務部次長(兼)総務課長 内海 啓二
市民経済部次長(兼)生活環境課長 福岡 新
保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 本郷 義博
建設部次長(兼)都市計画課長 佐藤 昇市
地域コミュニティ課長 鈴木 春夫
副理事(兼)交通防災課長 伊藤 一雄
市民課長 小林 安子
副理事(兼)税務課長 坂内 敏夫
納税課長 永澤 雄一
農政課長(兼)農業委員会事務局長 伊藤 壽朗
副理事(兼)商工観光課長 高倉 敏明
副理事(兼)こども福祉課長 小川 憲治
健康課長 岡田 まり子
介護福祉課長(兼)介護支援室長 鈴木 健太郎
副理事(兼)国保年金課長 鈴木 真
道路課長 武田 一男
施設課長 佐藤 実
下水道課長 鈴木 典男
会計管理者(兼)会計課長 大友 辰夫
教育委員会教育長 菊池 昭吾
教育部長 菊池 光信
教育部次長(兼)教育総務課長 伊藤 敏

副理事(兼)学校教育課長 相沢 一博

副理事(兼)生涯学習課長 伊藤 博

文化財課長 佐藤 慶輝

上水道部長 鈴木 建治

上水道部次長(兼)管理課長 中村 武夫

監査委員事務局長 庄司 あや子

副理事(兼)選挙管理委員会事務局長 齋藤 富士夫

市長公室参事(行政経営担当) 菅野 昌彦

市長公室長補佐(財政経営担当) 郷家 栄一

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 松戸 信博

参事(兼)局長補佐 佐藤 敏夫

主事 藤澤 香湖

午前 10 時 00 分 開議

- 議案第 63 号 平成 18 年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算の認定について
- 一般会計
- 歳入質疑

○小嶋委員長

決算特別委員会 2 日目でございます。きょうもよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は 21 名であります。本日は伊藤功一郎委員から、欠席届が出されておりますので、御報告を申し上げます。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の委員会を開きます。

それでは、議案第 63 号 平成 18 年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算の認定についてを議題といたします。

先日、一般会計の説明が終わっておりますので、これより直ちに質疑を行います。

一般会計歳入歳出決算のうち、まず、歳入について一括質疑を行います。これまでも確認しておりますとおり、本委員会は決算審査の場であり、多くの委員から発言をさせていただくため、発言は簡単明瞭にさせていただくこと、発言の範囲は議題となった案件に限られていること。質疑においては、自分の意見や要望はできるだけ述べないこと、以上の 3 点について再確認をしながら、質疑は 1 回 3 件程度として、初めに質疑の要旨を述べていただいた後に、1 件ずつ質問をさせていただくようお願いいたします。

なお、当局におきましても、質問事項に対して的確に答弁していただくとともに、内容に誤りがあった場合は、原則として本委員会の開会中に訂正いただくようお願いいたします。

それでは、まず、歳入一括質疑を行います。昌浦委員。

○昌浦委員

歳入ということですけども、歳出にも絡んで、資料8の12ページの、決算分析主要指標等の推移、この表から、番号の10番の経常収支比率が100%になったということでございますね。指標で100ということなわけですけれども。これに関連して、12の実質公債費比率についてちょっとお聞きしたいのですが、これは昨年4月に、地方債制度が許可制度から協議制度に移行したことに伴って、導入された指標であると認識しておるところです。

そこでなのですが、これは記載にもあるのですけれども、18%を超えた場合、地方債の発行に国の許可が必要だということなわけですけれども、実質その場合に許可が必要になったのかどうか。

また、私、ちょっと勉強したところによると、公債費負担適正化計画というのが、18%を超えると策定されるというふうに漏れ聞いておるところなのですが、その辺はどうなのでしょう。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

お答えいたします。

まず、18%を超すと許可が必要かという御質問ですけども、委員おっしゃるとおり、従来どおり、宮城県知事の許可が必要になります。

あわせて、公債費負担適正化計画、こちらの策定をしまして、県に報告するということになっております。

○昌浦委員

5月31日に確定というか、すべての金の出し入れ等が確定する日なのですけども、一応関連ですので、念のために聞いておきたいのですけれども、いわば許可ということは、年度で言えば平成19年度ということになり、また、私がお聞きしたように、計画の方も19年度に策定したのか、19年度あれですけども、いわばこの決算を受けて、次年度からそういうふうになったのかどうか、その時期のことをお聞かせいただけませんか。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

お答えいたします。

まず、許可の年度につきましては、平成19年度に発行する起債から許可が必要になります。

それから、計画の策定につきましては、現在その作業を行っておりまして、今年度中に提出というスケジュールになっております。

○昌浦委員

厳しい財政状況であるということをお聞きして、各指標の数値が出ておるのですけれども、それでは、平成18年度中に、なるべくいい指標になるように努力するというか、そういう

いろいろな方策というものをどのように打ったのかどうかだけ、1点お聞かせいただきたいと思えます。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

平成18年度中の実質公債費比率の抑制の取り組みがどうだったかという御質問ですけれども、18年度中の、まず起債の発行の部分ですが、起債の借り入れの部分につきましては、極力発行を抑えるという、従来から申しておりましたが、プライマリーバランスの黒字化ということで、借金を返す以上には借りないという大きな取り組みをしました。それは起債借り入れ総額のまず抑制をしていって、起債の残高総額を下げていきたいと思いますという大きな取り組みが一つありました。

それに加えて、起債を借り入れるときには、起債の選択としまして、各種事業、いろいろ起債の種類がございますが、交付税措置があったりとか、あるいは補助裏に対する、起債ですと交付税措置があったりするものですから、極力有利な、借りた部分について、返済のときの元利償還金に対する交付税措置、そういったものが極力あるものを選択しながら、借り入れの種類を選択していったということもございます。

○昌浦委員

歳入なものですから、市のいろいろなお金がありますが、そういうものを、例えば有利な金利のところに移して、できるだけ金利を稼ぐとか、そういう理財関係でも、平成18年度中にそういう関係の理財関係の方の努力はなされたかどうか。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

借り入れの際には、民間資金、銀行等から借りる資金につきましては、入札ということで、より有利な金利の金融機関の方から借り入れるという調達面での努力をしております。

ただ、政府資金等が割り当てて来た部分につきましては、ちょっとそういったことはできませんでしたが、極力有利な金融機関の方から、有利な金利で借り入れるという努力をいたしております。

基金運用の方につきましても、有利な金融機関の方に積むということで、ただ、起債の借り入れ部分と預け入れ部分のバランスですが、ペイオフ対策との関係で、借り入れと預け入れのバランスをとった上で、有利なところに預け入れるということで努力をいたしております。

○小嶋委員長

ほかにありませんか。藤原委員。

○藤原委員

最初に、ちょっと実務的なことをお聞きしたいのですが、資料4の94ページなのですが、繰越明許費が4億5,889万7,500円というふうに書いてあります。ところが、95ページを見ると、1億1,977万9,000円になっているのです。それで、去年の決算はどうだったのかと思って見ましたら、やはりこの数字が違うのですけれども、今まで全然気にしないで来たのですけれども、この数字の違いというのはどういうふうに理解すればいいのか、まずお答えいただきたいと思えます。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

お答えいたします。

まず、繰越明許費につきましては、2月の議会のときにお諮りしておりました明許繰越費の繰り越した分の、実際に繰り越した分ということになります。これが94ページに載っている総額になります。事業費ベースというふうにお考えいただきたいと思います。

それで、95ページに書いてございます、翌年度へ繰り越すべき財源は、そのうちの、実際に平成18年度中に歳入がございまして、それを19年度に繰り越す部分の財源、中には19年度になってから入ってくる財源もございまして、その部分での差異が出ているということになります。

○藤原委員

94ページが事業費ベースで、95ページは財源の繰り越し、繰越財源の繰り越し、もう少し……。そして、こういう数値がずれても、決算上は問題ないからこうしているのだと思うのですけれども、なぜ問題がないのかというのがよくわからないのですけれども、その辺も教えてもらえませんか。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

この差異につきましては、例えば国庫補助金、あるいは市債ですが、起債、これは事業が確定してから入ってくる部分がございます。特に建設事業関係ですと、その辺の起債の額だったり、あるいは国庫補助の額、つまり特定財源の額が大きいので、そういう意味ではこの部分は一般財源の部分です。平成18年度に既に入って、一般財源として繰り越す分というふうに解釈していただければと思います。（「95ページの部分だということですか」の声あり）はい、そうです。95ページ分がそうです。（「ああ、なるほど。わかりました」の声あり）

○藤原委員

先ほどありました実質公債費比率の問題です。これは資料ナンバー、もうそろそろ付けてもらってもいいのではないですか。毎年、特別説明資料なのですけれども。これの18ページ、先ほど昌浦委員の方からお話ありましたが、実質公債費比率の説明がありまして、白い枠の二つ目ですが、「従来の指標である起債制限比率を厳格化、透明化の観点から見直したものだ」と。そして、「公営企業の元利償還費への繰出金、一部事務組合の元利償還金に対する負担金を算入した」と。

それが従来の公債費比率と違うということだと思うのですが、数値として、従来の公債費比率と実質公債費比率では、多賀城の場合はどのぐらいの数値となって違いが出てくるのかと。

それから、公営企業への元利償還金の繰出金と一部事務組合の元利償還金が、実質公債費比率にどのぐらい影響しているのかということについて御説明をお願いします。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

まず、公債費比率につきましては、14.7%ということになっております。実質公債費比率が18.3%ということで、この差が、差がといいますか、単純には比べられない部分がございますが、この差が連結ベースでの影響が出ているというふうにとらえていただいてもよろしいかと思えます。

それから、公営企業、そして一部事務組合に対する影響部分ということですが、まず、公営企業に対する部分、これは下水道事業、それから水道事業に対する部分になり

ます。多賀城では、この部分の影響額を除いて実質公債費比率を試算をいたしてみますと、14.2%という数字になっております。

それから、一部事務組合の元利償還金相当分に対する負担金、これを除いて試算をいたしてみますと、16.2%というような数値が出ております。

○藤原委員

二つ合わせると……。今の説明でよくわからなかったのですが、その実質公債費比率が18.3%で、公債費比率が14.7%だと。それは資料8の12ページにも出ていますが、二つ合わせて3.6%という意味ではないですか。その下水道、水道、一部事務組合等を全部ひくくめて、その公債費比率と実質公債費比率の差の3.6%になるという意味ではないのですか。何だか、先ほどの下水道、水道を除くと14.2%になって、一部事務組合を除くと16.2%になるというのがよくわからないのですけれども。水道、下水道を除くと14.2%になるのだと。一部事務組合を除くとさらに減るということなのですか、それは。その関係が何だかよくわからないのです。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

済みません。わかりにくかったようです。もう一度お話しさせていただきます。

まず、公営企業分だけを除いた数値が14.2%、それから一部事務組合分だけを除いた数値が16.2%ということでございます。

○藤原委員

そうすると、公営企業分だけを除くと実質公債費比率は14.2%まで下がるのだということですね。もし一部事務組合を除いたらもっと下がるということですか。幾らになるわけですか。18.3から16.2を引くと2.1なのです。14.2から2.1を引くと12.1なのです。ですから、企業会計と一部事務組合をトータルで除くと12.1まで下がるということなのですか。そうすると、今度は14.7の関係が一体何なのだという事になってくるのですけれども。公債費比率の14.7と12.1というのは、どういう関係になるのかということになるのですけれども。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

まず、この差につきましては、まず実質公債費比率とそれから公債費比率の算定方法の差にございます。公債費比率につきましては、資料8の12、13ページの方に、ちょっと細かいのですけれども記載をしております。11番の番号が公債費比率で、右の欄の方に計算式を書いております。

ここの計算式に書いてございますが、その地方債元利償還金充当一般財源から差し引きます災害復旧等に係る基準財政需要額、ここの計算が交付税に算入されている部分を抜き出して計算する部分なのですが、ここの部分と、それから12番の実質公債費比率、こちらもちょうと計算式が複雑で申しわけないのですが、差し引きされている基準財政需要額算入額という欄がございますね。ここの部分のとらえ方が多少違うものですから、（「概念としてはわかりました」の声あり）そこで差が出てくるということになります。

○藤原委員

数字はともかく、概念としてはわかりました。

それから、平成 18 年度にいわゆる下水道会計を企業会計にして、平準化債の使える枠が大幅に減りました。たしか予算ベースで言うと 2 億 8,600 万円の平準化債が使えなくなったはずです。

それで、その平準化債を使った場合と使わない場合に、実質公債費比率というのは、当然繰出金の金額が違ってくるので、これはもし平成 18 年度も特別会計であった場合には、また数字が違ってきていたのではないかと思うのですけれども、それは試算していませんか。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

申しわけございません。試算しておりませんでした。

○藤原委員

それから、先ほど下水道と水道の繰出金が多いという話だったのですけれども、計算式上で下水道分が反映している分が幾ら、水道分が幾らというのは、今わかりますか。今わかりませんか。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

計算式上と申しますか、まずどれぐらいの、例えば公営企業に対する元利償還金相当分の繰出金かという部分であれば、数字がありますが、それでよろしいでしょうか。（「ではまず、とりあえずそれを」の声あり）

まず、公営企業分につきましては、13 億 1,136 万 8,000 円でございます。それから、一部事務組合分につきましては 6 億 2,014 万 9,000 円でございます。

○藤原委員

それから、水道なのですけれども、これは恐らく一般会計から水道に出している分というのは、高料金対策補助金ですね。これはいわゆる大半が交付税措置されるのではなかったですか。大半が。いただいたこの特別説明資料の 18 ページを見ると、基準財政需要額に算定されているものは差し引くことになっていきますね。分子も分母も差し引くことになっていきます。そうすると、水道がそんなに大きく影響していることは、水道への繰り出しがそんなに実質公債費比率には影響していないのではないかというふうに思うのですけれども、それはどうですか。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

おっしゃるとおり、水道高料金対策分の補助金については、大枠で 8 割相当が交付税措置されますので、理屈上ですが、その分控除されるふうになりますので、藤原委員がおっしゃるとおり、それほど大きな影響はないというふうに考えております。

○藤原委員

それから、下水道も 13 億円というのは私は大きいのではないかと思うのですけれども、元利償還の半分が交付税措置されているので、せいぜい 10 億 5,000 万円ぐらいではないですか。いわゆる実質公債費比率に影響を及ぼしている下水道の繰り出し分というのは、交付税措置分を除くと 11 億弱ぐらいではないかと思うのですけれども、なぜ 13 億円にもなるのかというのがわからないのですけれども、それはどうですか。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

今申しました 13 億円という数字は、繰出金に下水道事業会計、それから水道事業も含めまして、そちらに出している公債費相当分の繰出金ですので、差し引く前の数字でございます。（「そうですか。本当は引かれるのでしょうか」の声あり）その上で分子・分母から交付税算入相当分を差し引いて（「前の数字ですね。わかりました」の声あり）

○藤原委員

それから、当初予算の説明で、三位一体改革で、交付税が対平成 15 年度比で 8 億 3,156 万円ほど減るのだと。ほぼ同額の 8 億 4,825 万円お金が足りなくて、財政調整基金を取り崩しますと、それが 18 年度の当初予算の数字でした。

いい方になりました、この財調の取り崩しがゼロになったと。これは喜ばしいことだと思うのですが、その主要な要因について説明をお願いしたいのですけれども。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

その前に、申しわけございません。先ほど高料金対策の件で、私、交付税措置が 8 割と申しました。確かに 8 割程度措置されるのですが、実質公債費比率の計算の中では、普通交付税算入額分ですので、その分については 50%相当分が控除財源になるというふうに訂正させていただきます。普通交付税算入相当分だけが控除ということになります。失礼いたしました。

それから、ただいまの御質問でございますが、まず、平成 18 年度の財政調整基金の取り崩しでございます。当初予算では、今、委員おっしゃられましたとおり、8 億 4,824 万 5,000 円を予定しておりました。その中で、18 年度の予算の執行、あるいは事業の実施、それから各種負担金等ですが、特に連続立体交差事業の県事業負担金の減額等がございまして、最終の予算では 5 億 2,872 万円、18 年度の最終予算における財政調整基金繰入金は 5 億 2,872 万円でございます。予算での減という部分については、先ほど申しましたとおり、歳出では県事業負担金、これは約 1 億 6,000 万円ほど当初予算に比べて減になっております。それから、多賀城小学校の校舎改築事業で、契約が済んでの不用残等々がございました。それから、歳入の方では、市税で当初予算に比べまして、予算で 9,800 万円ほど増になっております。それから交付税につきましても、1 億 2,500 万円ほど 9 月補正で増になっております。

そういったことがございまして、最終的には 3 億 1,952 万 5,000 円の財源不足の圧縮になりまして、結果的に最終予算ベースで 5 億 2,872 万円の財調繰り入れを予定していたということになります。まずこれが前段にあるということでございます。

さらに、予算執行部分、決算ベースで、先日の説明でも御紹介申し上げましたとおり、結果的にはその 5 億 2,000 万円分を取り崩しをせずに、決算を迎えることができたということでございます。

その主な要因でございますが、歳入では、市税で、最終予算と決算を比べて 7,000 万円ほど増になっております。それから、交付税では特別交付税の分、それから普通交付税の調整額の割り落とし分が追加交付されたこと等によりまして、3,600 万円ほど増になっております。それから、地方消費税交付金も 2,900 万円弱ほど増額になっております。地方譲与税とそれから県支出金等は、予算に比べて減額になった部分もございまして、歳入全体では 7,940 万 5,000 円、予算に比べて決算が上回っていたということになります。

それから、歳出では、下水道事業あるいは老人保健特別会計等々への特別会計への繰出金で、1 億 5,000 万円ほど執行残があったと。それから、道路橋りょう費あるいは給食調理費、社会教育費等々で、歳出全体で 5 億 8,900 万円ほどの執行残があったと。

結果として、財政調整基金の取り崩しを行わずに決算を打つことができたということになります。

○藤原委員

トータルで言えばそういうことだということですね。

それで、市税なのですけれども、市税は当初予算で 72 億 8,700 万円見込んでいたものが、74 億 5,600 万円の決算となりました。

それで、1 億 6,891 万 6,000 円の増額になったのですが、この内訳を教えてくださいと思います。

○坂内税務課長

その数値に近いものとしたしまして、まず平成 18 年度の影響額でございますが、まず、妻の均等割非課税の廃止によるもので 990 万円、それから老年者控除の廃止で 2,592 万円、公的年金控除額の縮小によりまして 840 万円等々、市民税関係で、それと、定率減税の縮減がございまして、約 1 億 3,000 万円ということで、税制改正並びに総所得金額の増によります関係で、約 1 億 7,000 万円くらいの伸びがあるということでございます。

○藤原委員

今の数字は、当初予算に対しての比較ですか。それとも前年度の決算の収入額との比較、どちらですか。

○坂内税務課長

今のは試算したものの影響額でございます。

○藤原委員

ですから、影響額という場合に、当初予算と決算数値の 1 億 6,891 万 6,000 円の予算と決算のずれの内訳なのか、それとも、去年の決算数値との違いということで挙げた数字なのか、どちらかというのを聞いたのです。

○坂内税務課長

今のは予算額と収入額との比較におけるものでございます。（「予算と決算ですね」の声あり）はい。

○藤原委員

それから、住民健診の基本健診料、1 人 1,300 円の負担増になったのですけれども、それは資料 4 ですと、何ページの、どこうちの幾らかということになるのですか。

それから、もう一つ、文化センターの使用料が 1.2 倍になったのですけれども、それもどこのページの、どこ数字のうちの幾らかということになるのか、説明をお願いします。

○岡田健康課長

1 点目の御質問ですけれども、基本健康診査の生活習慣病予防対策実費徴収金の中に、基本健康診査の料金も入っているのですけれども、その内訳のことでの御質問でしょうか。（「資料 4 でいうと何ページですか」の声あり）資料 4 の 24 ページの雑入の 3 の生活習慣病予防対策実費徴収金の中に含まれてございます。

○伊藤生涯学習課長

文化センター関係につきましては、資料4の8ページでございます。8ページの市民会館使用料というものがございます。そこに該当するものでございます。

○藤原委員

そのそれぞれの決算数値を教えてくださいなのですが。生活習慣病予防対策実費徴収金というのは、これ全額でしたか。違いますね。もともとがん検診などはもらっていたので、ですから、自己負担1,300円分の決算数値が幾らになっているのかということをお教えてください。

それから、文化センターも同じです。

○岡田健康課長

基本健康診査の雑入といたしましては、571万8,700円でございます。

○伊藤生涯学習課長

市民会館の使用料につきましては、資料4の8ページに記載されてございます3,089万265円ということになります。

○藤原委員

ですから、金がないと言って、20%上げたわけですね。その20%上げた分の数字というのは、金額的に幾らになるのですかということなのです。予算段階では、たしか、ちょっとうる覚えですからやめておきましょう。影響分の決算数値。

○伊藤生涯学習課長

市民会館の場合、平成18年度から使用料の引き上げというふうなことになっているわけですが、一番長いので1年前からの申請というようなものも受け付けているわけでございます。そういったところで、その年度でその数字を把握するということが、ちょっと極めて困難だというような状況もございまして、例えば、17年度中に18年度の申し込みをします。そうすると料金的には17年度の料金収入になると。利用件数等については18年度の実績というふうなそういったこともございまして、ちょっとそこまでは精査をしていないというのが実情でございます。

○藤原委員

上げるときは影響額は試算でいいですけども、決算のときは数字は出せないのだというのは、ちょっとおかしいのではないですか。今でなくともいいですから、それはちょっと教えてくださいんですけども。私の質問は以上です。

○吉田委員

地方交付税や市債に関係することで幾つか伺います。

資料8の15ページ、平成18年度地方交付税算出資料が示されておりますが、その中における普通交付税の関係での投資的経費が減少されているわけですが。本年度は18億8,128万4,000円、前年度が20億1,617万7,000円で、減額が1億3,489万3,000円でマイナス6.7%であります。

この要因の関係で一つ伺います。それは、単位費用の縮減により減少した面が考えられるわけですが、その単位費用の縮減の内容について御説明願います。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

単位費用の傾向がどうだったかということにつきましての御質問かと思えます。まず、平成 18 年度の普通交付税の算定に用います単位費用につきましては、投資的経費につきましては軒並み減額となっております。

その中で、増額に転じている部分については、厚生費関係、生活保護費あるいは社会福祉費、高齢者保険福祉費等については、前年度に比べて単位費用は増額になっておりますが、投資的経費につきましては、ほとんどが減額、マイナスという状況になっておりました。

○吉田委員

その減額の単位費用によるプラ・マイがそれぞれあるわけですが、マイナス、パーセントと金額にしてどれほどの減少、減額に至っているのか、数値を持ち合わせていれば御紹介願います。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

単位費用分だけを取り出した減額要素というのが、なかなか算定できないというのも事実でございます。まず、交付税全体といたしまして、地方財政計画、国全体で 5.9%の減ということになっておりました。さらに、投資的経費につきましては、地財計画で 13.5%の減というような、大枠、全体での数字になっておりました。こういったことを受けての単位費用、特に投資的経費分の減だというふうを考えております。

委員おっしゃられたような細かい部分の、大変申しわけないのですが、単位費用だけの部分の影響額については、ちょっと持ち合わせていないというのが実情でございます。

○吉田委員

わかりました。私も地財計画に基づく投資的経費の全体のマイナスの数値なりについては承知しているつもりですが、この単位費用の縮減についても、年々、特に投資的経費の面で減額されてきているというのを、問題視してとらえておく必要もあるだろうと、こういう視点から伺ったところであります。

次に、同じく 15 ページにありますけれども、この臨時財政対策債についてであります。これらを含む数値として、同資料の 12 ページにあるとおりに、公債費比率も実質公債費比率もそれぞれ平成 18 年度において 14.7%、18.3%というふうに受けとめてよろしいのですね。間違いないと思えますが。

そこでなのですが、実は、これまた明らかなことですが、特別説明資料の 7 ページにもありますけれども、臨時財政対策債の性格、性質についてであります。ここに明記されているとおり、いわゆる地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方債であると。そして、地方では、本来、地方交付税で措置される分を、この起債により補うこととなるため、元利償還金相当額は後年度において交付税措置されるという性格のものでありますから、その臨時財政対策債の性質から見ると、私は、指標を国の方で示して、統一的に取り計らうということで、先ほど述べた公債費比率についても実質公債費比率についても、このような形になることは承知しているのですが、性格づけからすると、別に再計算してみるというのも、政策論的には意味があるのだろうと思うので

す。そういう意味で、それぞれ別にした上での、それぞれ比率について御紹介いただきたいと思います。

特に、資料 8 の 16 ページ、いわゆる普通債の一番最後であります。臨時財政対策債について、平成 18 年度末の現在高 40 億 2,720 万 5,027 円という 40 億円ほどの金額に相なっているわけですが、これらを前段触れたような再計算の方式で計算した場合、それぞれ公債費比率、実質公債費比率は別枠にした場合には幾らほどのパーセンテージになりますか、算定されていればその数値を御紹介願います。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

今の御質問にお答えいたします。

今、委員の方からは、臨時財政対策債を中心にお話しいただきました。御存じのとおり、似たような性格の起債といたしまして減税補てん債、これは過去の減税に対する補てん措置としての起債でございます。これらの臨時財政対策債、それから減税補てん債等の起債残高は、今御説明にもありました資料 8 の 16 ページ、こちらをごらんいただくとわかるのですが、約 3 割、多賀城市の一般会計の地方債残高に占める 3 割が、臨時財政対策債あるいは減税補てん債、国の施策によって起債に振りかわったものという部分になっております。

これらの影響はやはり大きなものだと考えておまして、今、委員おっしゃられたような数値は試算しております。臨時財政対策債と減税補てん債を除いて試算した公債費比率につきましては 12.1%、それから実質公債費比率につきましては 17.2%という試算になっております。

○吉田委員

なるほど。12.1%、17.2%というそれぞれの比率であるわけでありましたが、これら財政については副市長も大変詳しいので、私が前段述べたようなそういう性質からして、今、答弁には減税補てん債を含めた数値が紹介されましたけれども、このいわゆる市債についての性質上から考えた場合、前段に触れたような見方をするということについては、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

○鈴木副市長

ただいまの御質問の趣旨は、臨時財政対策債、減税補てん債等については、いわゆる地方の不足財源に充てるためのものであって、もっと端的に言いますと、借りたくもない借金を借りることになって、その分まで借金の集計の中に入れられたのではたまったものでないということは、まさに同感でございます。

そういうことを、できれば別枠にさせていただいて、本来であればその地方交付税で補てんされるべきものを、やむなく臨時財政対策債として借りたわけですから、それは別枠に集計してもらいたいという気持ちは非常に強いです。

ただ、国の方の言い方からしますと、その臨時財政対策債といえども、日本全体の地方財政の財源の不足額を補てんする目的だから、それはあくまでも地方の借金であるという言い方をいたします。ですから、地方の借金であるという言い方をして、それぞれ借りたところは借りたなりに、そのまま集計させていただきますということになりますので、どうも合点はいきませんけれども、制度上はそのようになっているということでございます。

○吉田委員

最後に、これは市長、非常に政治的に取り組まれる課題だと実は思っているのです。改めて今度の決算を見て、私は取り上げてみたのですが、多くの首長さん方がそういう問題意識を持っていると思うのです。今、副市長が答弁されたようなことそのものなのです。その市債の性質からすると、前段に私が触れたような性質でもあるということからすると、国の言うことについて、それはそれとして聞き置くということにして、地方からの、やはり財政運営上、あるべき地方の実態、現実から見れば、私が触れたように、今、副市長が答弁したような見方で財政をとらえていくということの方が、私は整合性があると、合理的だと、そのように財政運営にも見て、対処していく方策が一つあると思うのです。ぜひこれは首長さん方で課題として取り上げてみて、協議、話し合い、国に対する要望などに持っていけるような取り組みをぜひ試みていただきたい。そんなふうには思っているのです。所見を伺います。

○菊地市長

今、吉田委員がおっしゃるとおりでございます。できれば機会あれば、こんな臨時財政対策債につきましては、やはり地方交付税の穴埋めのようなもので、国から押し込まれたような感じは否めないわけでございますから、ぜひ東北市長会なり全国市長会なりで、まずは地元の宮城県市長会でも皆さんと相談しながら、その輪を広げていきたいというふうに思っています。

○小嶋委員長

ここで休憩をいたします。再開は 11 時 5 分です。

午前 10 時 53 分 休憩

午前 11 時 05 分 開議

○小嶋委員長

再開いたします。

初めに、先ほど藤原委員からの質問に対し、生涯学習課長から答弁の申し出がございますので、これを許します。生涯学習課長。

○伊藤生涯学習課長

先ほど藤原委員の方から御質問あった件でございますけれども、先ほど申し上げましたように、各年度にまたがってのいろいろ料金収入とかというようなことで、なかなか出すのに困難もあるのですけれども、平成 18 年度の決算額 3,089 万 265 円ということで、これを、理論値といいますか、これを 1.2 倍、これで割り返しますと 514 万 8,000 円ほどの金額になるということでございます。

○小嶋委員長

ほかにございませんか。竹谷委員。

○竹谷委員

まず、決算の概要が示されておりますので、それに基づいて平成 18 年度の当初予算編成時を思い出しながら、若干質問させていただきたいと思えます。

普通会計の決算の資料で明らかにしておりますが、18 ページの前段、特に平成 18 年度は三位一体改革の中で地方財政が厳しい、そういう中での予算編成ということで、当初は大変苦しみに苦しんだというのは事実だと思います。

多賀城の予算は、私も議会に参画して、大体 2 月の中旬に、中旬といいますか、15 日以降に開催される定例会を、2 月ぎりぎりまで、条例の関係があるので、2 月 28 日まで延期をして、この平成 18 年度の予算編成の予算委員会を開いたということを思い出しているわけでありませう。

そういう関係からいくと、決算は華々しく、好調に終わったようでございますけれども、当初の予算編成に当たったの苦しみに、決算に当たったのこのような結果が出たという要因が、どういうところに、どのようにしてあらわれているのか、その辺を私はこの決算で明らかにしておくことが大事ではないかと思うのですけれども、その辺はいかがでしょう。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

まず、数字的な部分につきましては、先ほど藤原委員から御質問がございました、決算の段階でその財調を使わずに済んだ、当初予算、今お話にございました当初予算段階では 8 億 5,000 万円の財調、財源不足額、これを財政調整基金残高の全額を取り崩すという形で当初予算を編成したわけでございますが、決算時点でそれを使わずに済んだという要因につきましては、先ほど、大きな部分を二つ、補正予算の段階でまず 5 億 3,000 万円ほどに縮減された。さらに決算の段階で使わずに済んだのだというお話はさせていただきました。

さらに、その中での要因ですけれども、まず、交付税につきましては、国の言うところの、国全体で税収が平成 18 年度においては伸びたということで、例年、普通交付税の方で全体調整額ということで削減される部分ですが、それにつきましても最終的には追加配分ということで、調整の割り落としをかけられずに全額配分された。さらには、国でも補正予算をさらに組みまして、耐震化対策についてさらに力を入れた。それもひとえに税収が国でも予想以上に伸びたという部分があったかと思えます。

それに呼応する形で交付税がふえた、あるいは地方消費税交付金、これも全国レベルでの調整後に交付されるということにはなりますが、これにつきましても 3,000 万円弱の最終予算、最終見込みに対して増があったということで、なかなか実感はしにくいのですが、国全体の税収、あるいは歳入の部分では多少上向きかげんにあつて、その部分が、特に依存財源の部分ですけれども、多賀城市についても多少追加配分等があった。歳入についてはそういう要因があったかと思えます。

それから、歳出につきましては、大きな要因としましては、先ほど申しました建設事業の大きな部分で、JR 仙石線の連続立体交差事業に対する県事業負担金の減額がございました。これはひとえに進捗の調整に係るものであつて、事業費そのものが減額されるわけではなくて、それはことし、来年と事業が進む段階では、当然負担は発生するものでございますが、そういう点で、平成 18 年度については減額要素があったというふうなことでございます。

さらには、外的要因としましては、比較的天候が穏やかだった。特に冬期間ですが、穏やかだったということもあつて、医療費等の部分、老保あるいは国保等への繰出金、これが総額で執行残が出たという部分があります。

また、道路関係経費につきましても、除融雪、こういった部分についての経費が非常にかからなくて済んだと、そういうもろもろの状況があったと思えます。

さらには、内部の努力として、行政改革等の努力としても、平成 18 年度の前半から、御存じのとおり、18 年度当初予算編成の大変な状況を受けまして、18 年度におきまして取組指針を策定してまいりました。

その中で、実際に策定が終わって、公表になって、実施という部分が平成 18 年度の後半でございましたので、18 年度の決算にどれくらい反映されたかという、額的にはまだ小さいものかとは思いますが、その状況を全庁的に意識した上での事業執行、そういったことは十分にあったと。それは積み上げとして、個々にどれくらいかというのはなかなか難しいのですが、そういうものも今回の財調繰り入れなしという部分には、大きな部分で含まれているエッセンスだと思っております。

○竹谷委員

具体的にもう 1 点だけ。所得譲与税がふえるようになりましてね。結果的には税源移譲により一般財源が増加したということで、この定率減税の縮減や、所得譲与税の関係が 18 ページの前面に書いてありますね。これらの影響というのはどのような状況なのですか。これはあくまでも交付税等が引かれた分を、そういうもので補てん財源として使おうではないかという意識の中でつくられた財源だと思うのですが、その辺の数字的に、結果的に、当初予算で見たよりも、こういう影響でこういうのは大きくなったと。今、交付税の状況はわかりました。国の予算の収入の関係がふえたことによって、再配分されたということで、ある程度地方に恩恵があったように理解しておきたいと思いますが、当初行われておりました三位一体改革の地方の税源移譲についての具体的な項目での取り上げていたものについては、どのような、乖離の問題については、どのような成果になっていますか。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

今の御質問ですが、三位一体の改革につきましては、国庫補助負担金の削減、それから、それに伴う税源移譲、そして地方交付税の改革という、この三つを総称して三位一体の改革と言われていたものです。

常々御説明申し上げておりますとおり、国庫補助負担金の削減につきましては、平成 18 年度におきましては、税源移譲の先行的な、暫定措置として所得譲与税の譲与がございました。18 年度当初予算段階で、特別説明資料の方でも御説明しておりましたが、国庫補助負担金の削減相当分につきましては、ほぼ所得譲与税によって補てんされているというふうに見ております。

しかしながら、地方交付税の部分につきましては、交付税の増減要因はいろいろございますが、3 年間で 5 兆 1,000 億円をまず総額で減らすという部分、それから、先ほど申しましたが、平成 18 年度の地方財政計画上、地方交付税総額が前年度に比べて 5.9%減らされていると。削減になっていると。

実際、多賀城市におきましても、17 年度と比べますと、交付税については削減になっている。16、17、18 年度の 3 年間で、予算ベースの時点でありましたが、8 億 3,000 万円ほど減になるという見込み、これは大枠では変わっていないというふうに見ております。

結果として、国庫補助負担金の削減部分については、所得譲与税という税源移譲で補てんされましたが、交付税の部分での削減額、これは、多賀城市に限らず、地方全体として交付税の削減額についてはボディーブローのように効いているのではないかと考えております。

○竹谷委員

それが今の地方間格差に、地方財政の拡大につながってきたというのが明らかであると思います。

そこで、論点を変えますが、先ほど吉田委員の方からも質問がありまして、市長に、市長会等で頑張ったらということの問題がありましたが、減税補てん債、臨時財政対策債、これはあくまでも政府の地方財政にかかわる政府政策で、地方財政にこのようなものを用いて、できるだけ地方財政を借金で補っていかうというのが政策だったというふうに私理解しているのですけれども、そういう理解でよろしいですか。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

そのとおりだと思います。

○竹谷委員

先ほどありましたけれども、私はそこなのだと思うのです。そこが今回の地方財政にかかわるポイントだと思うのです。というのは、先ほども昌浦委員からも質問がありまして、いろいろな方の質問がありました。公債費比率の問題がありました。というのは、新たに実質公債費比率が18%以上は県の許可を得なければだめだ、それ以上は国の許可を得なければならぬ。結果的に、質問を聞いておりましたら、この政府が地方の財政のために政府政策としてやってきたものの借金も、公債費比率に求めさせていること自体が、方式としておかしいと私は思うのですけれどもどうでしょう。そういう認識でいいですか。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

計算式上、臨時財政対策債あるいは減税補てん債等のそういう政策的に起債を発行した部分に対する元利償還金は、交付税上補てんされる、措置されるということになっております。その措置された分と、その実際に臨時財政対策債との元利償還金分双方を、計算式上、交付税に算入された分は分子からも分母からも差し引くというような形になっておりますので、その国の制度上の考え方では、その辺を、その要素を除いているのだということだとは思いません。

ただし、国が交付税に算入している理論値の数字と、それから、それぞれ各市町村が借り入れしている条件、あるいはその償還期限等が、果たしてリンクしているかということ、トータルで見ればほぼ見られているのかもしれませんが、単年度で見るとずれがある場合もあるということですので、その辺は個々に影響も出てくるのだろうなど。制度上は見られているとはいうものの、実際、多賀城市におきましても、その影響分を除きますと、差が出てまいりますので、そこはやはり国のその制度上の考え方と実額ベースの差額というのは、影響として出てくるのだろうと思います。

○竹谷委員

私は、交付税措置されている、されていると言いますが、されていないと思うのです。全額は、せいぜいよくて70%、悪ければ5割ぐらいではないかと思っているのです。そうでなければ、こんなに交付税を減らせるはずはない、国自体の政策で。

ですから、私は、地方債の今の公債費比率の問題も、いや、そういうものを除いて計算して、実質的にこうなのだというものをやはり出さなければいけないと思います。

それから、もう一つは、政府は、景気の悪いとき、金があったので、多少余裕があるとき、地方に、「これやれ、あれやれ」と無理やりよこしたはずですよ、多分。古い人はわかっていると思うのですけれども。そういう政策を、今までの政策をチャックをして、それも

地方だというような言い方は私はおかしいと。私はそう思うのですけれども。どうですか、副市長は、こちらのチャンピオンですから、私と大分やっけてまいりましたから、私はそういうふうに見ているのですけれども、これはやはり多賀城の財政をやってきた方がナンバー2になったのですから、これは声を大にしてやらなければ、地方財政改革は私はできないと思う。国に対しても、県に対しても、私はそのように思っているのですけれどもいかがですか。

○鈴木副市長

これは、多分、今御質問の背景には、地方の地域間格差の問題をいろいろお考えのことだと思っております。今のその臨時財政対策債につきましても、あれは国の言い方からすれば、「借りられる起債であって、借りろとは言っていない」という言い方を多分するでしょう。

ただ、実際には、その地方というのは税収が少なく、それを当てにしなければ予算を組めない。特に多賀城の場合ですと、臨時財政対策債を満額借りて、それでも足りなくて財政調整基金をフルに活用して、何とか予算を組んでいるというのが実情です。

一方、日本全国の中には、三大都市圏の中では裕福な都市があって、そこは交付税も少ないですし、当然臨時財政対策債などを借りなくとも予算を組めるところもございます。

結果として見れば、裕福で臨時財政対策債を借りないで予算が組めたところ、決算できたところは、借金の指数がよくなって、やむなく借りざるを得ない、いわゆる地方、田舎という語弊がありますけれども、そういうようなところでは、借りざるを得なくて借りて、それが借金に集計され、しかも今度破綻法制が、もう国会で審議を終わりましたけれども、破綻法制にかけられて、いつイエローカードかレッドカードか切られるかわからない。そういうような状況にあるのがまず否めない事実だと思います。

それが、ある意味では、その地方の今度は自立するために、いわゆる財政状況を健全にするために、地方の方ではどうしてもその公共サービスを縮小していかざるを得ないということが、いろいろ実態としては出てきていると思います。

それで、たまたま今、自民党の総裁選挙をやっているようではございますけれども、その中でも、やはり三位一体の改革の中で、陰の部分、あるいはその痛みの部分について、何とか手を打たなければならないというのは、そういった反省に基づいて、今、るる議論されているところだと思います。そういう感じで今とらえております。

○竹谷委員

それはいろいろな会議の中で、やはりはっきり声を大にして言わなければいけないです。きょう、河北新報をちょっと朝読んできたのですが、ちょっと休憩の時間、こういうのが河北新報にありますよと、見ているでしょう。「身の丈に合った運営が肝要」という。こういうのが、なぜ河北新報に今ごろ載るのかということです。新聞でこういうものを今なぜここに論説として載らなければいけないかという、こういうところは、やはり地方自治をあずかる我々もそうですけれども、当局もしっかりとやはり理解しながら、やはり国と地方というのは関係があるわけですから、幾ら地方分権だといっても、まだ途上ですから、そういう点はやはりこのことを肝に銘じてお話ししていかなければならないのではないかと。いや、地方からもっともっと県なり国に声を出していかなければいけない、私はそう思っているのです。

そうでないと、正当論ではないと思うのです。我が多賀城をどうこのまま健全にしていくか。予算がないために縮小をせざるを得ない投資的経費、私は投資的経費も一定のものを持って、やはり市民福祉のために、そしてまた市民サービスのためにやっていくことが大

事だと思っております。そういう指針をやはりこの庁舎から発信しなければ、市民がだれも理解してこないと思っております。幾ら市民協働参加だ、幾ら協働でまちづくりをしようと言っても、それはなかなか実質としてつながっていかないというのが現実ではないかというふうに思いますので、今私が申し上げたように、こういう記事が載らないよう、また、載っても、我が多賀城はこうやっているのだという自信を持って訴えられるような、やはりこの平成 18 年度決算を契機に、やはり自信を持って発信していくことが肝要ではないかと思っております。そのために具体的なものを数字としてあらわして、皆さん方にお示ししていくことが大事ではないかと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

○鈴木副市長

たまたまけさの新聞に、今おっしゃられましたように、「身の丈に合った運営が肝要」という記事が、社説が載っております、これは今さら言うことでもなく、もうとうに数年も前から言っていないことはないことだと思っております。

身の丈に合ったその財政運営というのは一体どういうふうなことかということ、これは昨年の取組指針でも御説明申し上げましたけれども、一体その負担と受益のバランスをどう考えるのか、そして、そもそも多賀城として提供できるそもそもの行政サービスはどの範囲なのか、そこから拡大している部分はどのように市民の方々にも負担をいただくか、そういったものを根本的に分析をしなければならないというのが一つございます。

とはいいながら、今までやっていたものに対して、市民に新たな負担を求めるということは、いわゆる痛みですから、その前に、我々庁舎の中として、職員として、まず自分たちがその痛みを受けなければならぬだろうということもございまして、調整手当の据え置き、結果的には職員の給料 1%減額したのと同じ効果でございまして、あと、それから時間外も管理職手当も、もちろん特別職の報酬もそうでございますし、定数も抑える、そういった内部の努力をした上で、その上で市民にお願いするものはお願いする。

一方で、今おっしゃられたような財政制度についてどうなのかということについても、これは一多賀城が幾らほえても、なかなか現実的には物にならないということがございますので、これは、いつも申し上げますけれども、地方 6 団体ということがございますので、そういった中で声を、地方の声として大きく国の方に訴えていくようなそういうような取り組みは、従来どおり引き続いてやっていかなければならないと思っております。

あと、それからもう 1 点ですけれども、それだけではなくて、今度は歳入を拡大する方策、これも先日、史都そして詩都多賀城創造プランの中でも御説明を申し上げましたけれども、ただその縮みゆく、じっと我慢しているだけではなくて、産業の創造であったり、新たな誘致であったり、これは多少遅きに失した面があるかもしれませんが、今からでもそういったものにも積極的に取り組んでいく、そういったことを総合的に、複合的にいろいろ考えていきたいというふうに思っております。

○竹谷委員

御努力を期待したいと思います。

先ほど、アウトソーシングのことを聞こうと思いましたが、中途なので、それらまでの成果が出ていないのではないかとこのことを答弁いただきましたので、これについては今回はしないことにします。

人件費の問題で 1 点だけ。当初予算で、私はこれはずうっと取り上げてきたのですが、財政が厳しいというのであれば、時間外勤務手当等も含めて、内部事務の合理化を図って、

できるだけそういうものはなくするべきではないのかということ、御提言させていただきました。

そのことで、この予算編成に当たった説明では、20%カットした予算編成をしているという説明に相なっているというふうに理解をしているわけですが、実際に今回説明を聞きますと、決算では相当職員手当の減額が示されておりますけれども、トータル的にどの程度の、今まで、平成17年度と比較してどの程度のパーセントまで削減されているのか、参考までにお知らせいただきたいと思っております。

○内海総務部次長(兼)総務課長

昨年の決算委員会の中でも大分この問題について取り上げられましたけれども、平成17年度とのその比較でまず申し上げますと、18年度が、一般会計ですと7,835万3,000円何がしです。それから17年度が1億1,500万円何がしでございます。差し引きますと、ここで約3,680万円、3,690万円程度の縮減というふうになってございます。

○竹谷委員

割り返すとパーセントが出るのですから、パーセントは出していないですか。何パーセントですか。

○内海総務部次長(兼)総務課長

増減率で申し上げますと、マイナス47%というふうな形になってございます。

○竹谷委員

予算の規模の関係もあるでしょうし、職員の数字の関係もあるでしょうけれども、努力すればできるという数字が、平成18年度の中では示されたというぐあいに理解したいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

○内海総務部次長(兼)総務課長

先ほどいろいろそのお話がありましたように、多賀城市がここまで財政的に危機であるというふうな形が、やはり職員の意識の中にも相当程度浸透してきているのだろうというふうに思います。

ただ、これからは、こういったこともさることながら、やはりその仕事のやり方そのものを、どういった方向に変えていくのかというふうなところを、昨年の決算委員会の中でも御指摘ございましたように、一人ひとりがよく考えて、仕事の組み立てを考えていくというふうに取り組んでいくことが、さらにこの辺の財政的な負担を縮めていくことになるのだろうというふうに思っております。

○竹谷委員

決算ですので、それ以上のことは申し上げませんが、特に財政全体を見渡し、そして職員のやる気を起こす政策、その上に立って、やはり市民に喜ばれるサービス提供というこの使命があるわけですので、ひとつ平成18年度の決算を総括していただいて、監査委員の報告によりますと、単年度収支が若干の赤字になっているようでございますけれども、それはそれとして理解しておきながらも、できるだけ単年度収支も黒字にするような方向で、皆が力を合わせてやれるような環境づくりをしていただきたいということをお願いをしておいて、私の質問を終わります。

○藤原委員

幾つか確認の意味で再度質問させていただきます。

一つは、臨時財政対策債なのですが、資料8の16ページ、吉田委員、竹谷委員の趣旨に私も全く同感です。それで、確認なのですが、減税補てん債とか臨時税収補てん債とか臨時財政対策債というのは、100%交付税措置はされているのだと。仕組み上はそうなっているのだということで理解をしていいのですか。出てくる数字は分子と分母の関係でちょっと違いは出てくるかもしれないけれども、私が今まで聞いていた分については、返済の際に全額交付税措置されるのだというふうに、ずうっと説明されてきたような気がするのですが、その点は確認してよろしいのですか。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

交付税で措置されております。

○藤原委員

交付税措置されても、多賀城に実害はあるのだと。交付税措置はされていても、やはり実害としては出てくるのだと、それは確認していいのですか。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

そのように考えていただいてよろしいと思います。

○藤原委員

私もそう思うのですが、そう思って、いつも、水道への高料金対策繰出金のことを私は聞くのです。ことしも五、六千万円出しているわけです。高料金対策の補助金を。交付税措置されているので、その金額を出すということになっています。

それで、例えば6,000万円交付税措置されているとしても、実際の金額としては、多賀城の財政力指数は0.7なのだ。0.3分しか来ていないのではないかと、実際は。私、いつもそうやって聞くのですが、「いや、その6,000万円がなかったら、交付税は6,000万円減っているんで、6,000万円はやはり来ているというふうに私は見ているのです」という回答をされるわけです。今の説明と整合性があるかどうかという問題なのですが、

○鈴木副市長

まず、最初の臨時財政対策債それから減税補てん債の交付税措置の問題でございますけれども、これは国からは全額交付税措置するという通知は受けております。

ただ、残念なことには、これは平成19年度のその償還額について、償還額というのは、その臨時財政対策債等の償還額について、交付税措置すると国では言っておりましたけれども、交付税措置する財源がないので、新たな臨時財政対策債を起こして、それで払っておくというお話になってしまいました。

その新たに借りかえた臨時財政対策債については、後年度また交付税措置するからという言い方をされております。まさか面と向かって、「それはうそだろう」とも言えませんが、「そのようにぜひお願いします」ということになりますけれども、そういうような形になってきております。

それで、交付税措置の仕方でございますけれども、それは多賀城でこれらの起債を払う実額を交付税措置されているわけではないのです。国全体の臨時財政対策債の償還計画に基づいて、いわゆる理論的に地方全体として毎年こういうふうな償還が発生するだろうという理論値に基づいて、それぞれ市町村に割りつけられているということがあります。

そういうことですので、実額と交付税措置されたものというのは、必ずしもイコールでないということで、そういうことからすると、100%来ているのかといえば、今現在では100%来ていないかもしれないという言い方しかできない。具体的な数字として明確に算定できるかという、できないというのも実態です。ですから、そういうふうな制度であるということをおもっていただくを得ないというのが、一つ我々の立場ということになってきます。

それから、高料金対策でございますけれども、先ほど財政担当補佐の方からも言いましたけれども、高料金対策補助金については、50%が普通交付税、30%が特別交付税、残りの、そのパーセンテージはおおむねですけれども、おおむね20%は県からの無利子貸し付けということになっています。

そうすると、今おっしゃられたように、高料金対策の普通交付税、それから特別交付税分について、交付税として実際来ているのかということになりますけれども、それは交付税を算定する調書の中にはそれが入ってきていますので、それは入ってきているというふうに見ざるを得ない。ただ、現金として来たかどうかというのは、比べようがないものですから、それはなかなか我々としても立証もできないということがございます。

それから、後段の方の、財政力指数とのかかわりでございますけれども、これは毎回、藤原委員と私の話で、財政力指数が約70%であるから、交付税が100といっても、残りの3割、30しか来ないのではないかと藤原委員の主張でございますけれども、私がいつもお話し申し上げているのが、基準財政収入額を超えた分については100%だと。ですから基準財政収入額を下回ると、下回るということは、もう当然不交付団体ですけれども、基準財政収入額を超えた分は100%来ているというふうに見ざるを得ない。それを実施しなければ、基準財政収入額を超えた需要額として発生しますので、それはない。行うことによってこれを超しますから、その分については100%来ているというふうな見方を私はしておるということで御説明しております。

○藤原委員

その理解は私は非常に大事だと思っています。いわゆる交付税措置されるという意味がどういうことなのかということです。交付税措置をされて、100%お金が実際に来ているのであれば、多賀城の交付税は90億円になるでしょう。なぜか。基準財政需要額が90億7,398万3,000円なのだから、100%来ているのであれば交付税が90億円になるのです。ですけれども、実際は30億円ぐらいしか来ないわけでしょう。ですから100%来ているというのは、やはりまやかしののです。

要するにどういうことかということ、基準財政需要額はいろいろ積み上げて90億円になっていると。その中に、例えば5億円とか10億円とか、3億円とかそういう数値の需要額を算定したとして、副市長が言っていることがあたかも正しいかのように聞こえる。要するに、その3億円がなかったら、その3億円は減っていたのだから、100%来ているのだと。ですけれども、理論というのはもっと普遍的なのです。要するに、財政力指数がでは99%になったらどうなるのだという話なのです。

今、わかりやすくするために100億円の基準財政需要額があったとします。多賀城の財政力が99%だったとする。交付税は1億円しか来ません。ですけれども100億円の需要額

算定があるのです。ではその1億円はどこから来たかと。どこから来たかと言えないのです。ですから、結局、すべての、これはもう平均化して考える以外にないです。交付税に対する貢献は、需要額が1%ずつ公平に貢献したというふうにこれは考えざるを得ないのです。

ですから、そういう理屈でいくと、やはり水道に高料金対策補助金、これは仕組みですから、お金を出さなければならないのは当たり前なのですけれども、お金を出すときに、実際は一般財源をある程度食って、合わせて水道に金を出しているのだという理屈にならないのかどうかということなのです。ちょっと論点いろいろ話してしまいましたから、面倒くさくなってしまいますけれども。

○鈴木副市長

それでは、今、藤原委員から基準財政需要額とお話が出ましたので、この特別資料の16ページをちょっと開いていただきまして、特別資料の16ページに、下の棒グラフに財政力指数の推移と書いてございます。恐らく、今、藤原委員がおっしゃったのは、平成18年度の基準財政需要額、これが90億7,000万円と書いてございます。需要額が90億7,000万円ですから、100%来ているとすれば90億7,000万円だろうというお話になりますけれども、これは地方交付税というのは、これはもう皆さん御承知だと思いますけれども、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いたその差額が、不足財源の補てんとして交付税措置されるということになります。

したがって、今、99%だったというお話ございましたけれども、もっとわかりやすく言いまして、基準財政需要額と収入額が同額、100%だったとします。100%の地方公共団体があって、新たな施策をしたために、基準財政需要額の方が仮にそこで2億円ふえたとします。そうするとその分は需要額と収入額との差が2億円出ますから、2億円交付税措置されると見るのが妥当な見方であろうというふうに思っております。

ただ、藤原委員がおっしゃられたように、先ほどの高料金対策につきましては、20%部分の無利子貸し付け、これは利子はゼロですけれども、無利子ですけれども、元本については一般会計から払わなければならないということがありますので、最低でも2割は一般会計が負担しているということは否めない事実というふうに思っております。

○藤原委員

これだけに時間とりたくないのですけれども、例えば、需要額が2億円ふえても、財政力指数が100%だったら、その2億円も交付税には全然貢献しないことになるでしょう。需要額が2億円、例えば需要額が98億円だった。2億円ふえて100億円になった。収入額はもともと100億円だったと。そうすると2億円需要額がふえても、交付税には全然影響ないですね。貢献は全然ないわけです。ですから、その年度、その年度に需要額がふえた、減ったというのはあると。ですけれども、それは結局ならして平均的に考える以外にないのだと。

ですから、すべての交付税の額が0.3%ずつ交付税に貢献しているというふうに見ざるを得ないのだ、というふうにしかならないのではないかとということなのです。それでなかったら、交付税が来る分を臨時財政対策債に置きかえて、その100%を交付税で見ているのだったら、全然被害はないということになるのです。もし皆さん、副市長が言うのが正しいとすれば、交付税で来るべきものが臨時財政対策債にかえられて、それを返済するときに交付税措置されているとしたら、被害は全然ないのだということになってしまうのです。ですけれども違うでしょう。5億円来るべきものを借金させて、その返済のときに需要額に算定されるわけです。では、その需要額に算定された金額が皆来ているのかと。来ていな

いのです。やはり 0.3 しか来ていないのです、平均的に。ですから自治体は大変なのです。違いますか。

○鈴木副市長

これは、まず前段の方のお話ですけれども、収入額と需要額が同じである団体があったとして、そこから超えた分、それは財政力指数が 1.0 だから交付税措置されないだろうという意見については、それは誤りであろうと思います。あくまでも収入額を超えた分の需要額については交付税措置されるということになります。

それから、もう一つ、交付税措置されるということ、実際されれば、被害がといいますか、損することはないのではないかというお話ですけれども、制度上は、交付税措置すると国は言っております。

ただ、もう一つ、実害として出てくるのは、先ほど竹谷委員あるいは吉田委員の方からお話がありましたけれども、それらの金額についても借金の返済に集計されてしまって、公債費に集計されてしまって、いわばこちらの都合ではないのに、それらも借金の集計の中に入れられてしまって、借金が多い団体と言われるのは、そういうことは言われたくない。そういうようなところでは、それが破綻法制に係って、注意あるいは再建団体というような話になれば、それは踏んだりけったりということではございますけれども、臨時財政対策債の償還額については、先ほど言いましたように、実額ではなく、理論償還額として国は見ているというふうな連絡を受けておりますので、それを我々としてはそうあっていただかなくては困るというふうな認識をいたしております。

○藤原委員

交付税で来るべきものを、起債を押しつけておいて、それを実質公債費比率等に、結局、分子と分母の関係でいろいろ反映はしてくると。それはもうおかしいというのは、それはそのとおりです。

ただ、なぜ国がそのようなことをやっているのかというと、やはり国はもうかるからこういう制度をやったのです。5 億円出さなければならぬところを、5 億円借金させて、返すときには交付税措置しますからと。あなたは、返すときに交付税措置されたら、その金は来ているのだと言うけれども、大体 100 億円の、例えばその分がなかったら、その年に 1 億円の臨時財政対策債に対する償還が 1 億円あったときに、1 億円の需要額が認められたと。では、その 1 億円は来ているのだと。もしなかったら 1 億円交付税は減るのだという論法ですけれども、ですけれども、ほかのは、では全然貢献しないのかということになってしまいます。例えば 100 億円と 99 億円のときに、1 億円交付税が来ました。その 1 億円は、たまたま臨時財政対策債の需要額があって、その分は 100%来たのだと。では、ほかの 99 億円は全然交付税に貢献しないことになってしまうのです。

ですから、結局これは平均化して考えるほかないのだと。1 億円需要額で算定されても、お金は 3,000 万円しか来ていないのだと、こういうふう考えるのが正解なのです。ですから国はもうかるわけです。これはちょっと平行線でなかなかあれですが、後で計算することにして、ここで一たんやめておきます。

それで、実質公債費比率の関係でもう少し聞いておきたいのですが、下水道会計を企業会計にしなかった場合の実質公債費比率というのは、当然変わってきたと思うのですけれども、先ほどは出していないということだったのですけれども、まだ出していないですか。もし出していなかったら、これは必ず算出していただきたい。

なぜか。平成 18 年度予算のときに一番議論になったのはこの問題なのです。なぜこの財政が厳しいときに企業会計化などして、その平準化債を使えないようにしたのだというのが、一番の我々の論点だったのです。そういうことがあったので、平準化債の関係で、もし特別会計のままだったら、実質公債費比率がどうなっているのかということについて、これはきちんと算出をして、報告をしていただきたいと思います。それが一つ。

それから、二つ目ですけれども、特別資料の 18% のことで先ほど聞いたのですが、公営企業会計分の影響額は 13 億 1,136 万 8,000 円だということでした。これは交付税措置分をまだ除外する前の数字だということでした。交付税措置分を除外した場合に、その今の数字はどうなるのかと。

それから、一部事務組合、6 億 2,014 万 9,000 円、これも交付税措置分をまだ除外していない数字だと思うのです。これを交付税措置分を除外すれば、一体どういう数字になるのかということについて回答をお願いします。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

資本費平準化債の動きにつきましては、まだちょっと数字を出しておりませんので、お時間をいただきたいと思います。

それから、交付税除いた部分も、あわせてそのときに出させていただきたいと思います。

○小嶋委員長

ここでお昼の休憩といたします。再開は午後 1 時といたします。

午前 11 時 51 分 休憩

午後 1 時 00 分 開議

○小嶋委員長

再開いたします。

まず初めに、総務部次長より、竹谷委員に対する答弁に訂正がありますので、これを許します。総務部次長。

○内海総務部次長(兼)総務課長

先ほど竹谷委員の方に御答弁した中で、増減率のところをちょっと誤ってしまいましたので、訂正させていただきます。

47. 何%と言ったところなのですが、32%でございます。失礼いたしました。

○根本委員

資料 4 の 18 ページなのですが、財産売払収入で 9,900 万円ほどあって、そのうち留ヶ谷一丁目の例の土地が 6,800 万円で売れましたと、こういう説明でございましたね。

いや、あそこは北側斜面になっていますから、非常に心配したのですが、売れてよかったですね。本当に御苦労さまでございました。

それも含めて、平成 18 年度において、自主財源の確保へ向けた取り組みの内容と、そのほかの成果などについても伺いたしたいと思います。

○内海総務部次長(兼)総務課長

ただいまのお尋ねでございますけれども、留ヶ谷市営住宅の関係につきましては、委員お尋ねのとおりでございます。これが1件でございます。

それから、道路課分としまして8件、これ8筆でございますけれども、合計面積が1,501.87平方メートルでございます。これの決算額が2,438万7,813円でございます。

それから、駅周辺整備課分としまして2件、2筆、合計の面積は60.00平方メートルということで、決算額が687万9,000円ということになってございます。

○根本委員

平成18年度に新たに、例えば市有地を市民の皆様には開放するとか、貸し出しをして、収入があったとか、そういうのは18年度ありましたか。

○内海総務部次長(兼)総務課長

貸し出しということでございますが、貸付収入でございますけれども、新規の貸付収入としましては、介護福祉課の特別養護老人ホーム多賀城苑の土地貸し付け分でございますけれども、ここの分と、それから多賀城駅周辺整備課の連続立体交差事業にかかわる事業用地部分、これが新しいものでございます。

○根本委員

例えば、いつも申し上げていますが、新田の浄水場のあそこの隣、あそこ全体的にもし貸したとすれば、年間350万円から400万円ぐらいの収入は上がるだろうと思われまます。あの面積からいきますと。ですから、そういったところ、あるいは、その浄水場以外の土地などで、これから貸して、少しでも収入が得られるだろうとこう思われるそういう市有地というのも結構あると思うのです。

ですから、もう少し積極的に、この6,800万円で売った土地の場合は、一生懸命市政だより、ホームページですか、などで随分やりましたね。そのように、今あいている市有地も、市民の皆さんにわかりやすく、「貸し出しします」とか、または「売ります」とか、そういうことをきちんと、そういう対応をしているのかどうか。まず、新田浄水場の場合はどうでしょうか。

○内海総務部次長(兼)総務課長

これにつきましては、以前にも、昨年の決算委員会でしたでしょうか、の中でやりとりがございました。

その後、いろいろなその土地にかかわる動きがございまして、貸し付け云々ということにつきましては具体的に進んでおりませんでした。

ただ、これからそれらについては、貸し付けするのが適当なのか、あるいはもう処分してしまうというふうな形が適当なのか、これは市の持ち分と、それから水道の事業用地の部分がございまして、その辺もよく協議しながら、どういった対応が望ましいか考えてまいりたいというふうに思います。

それから、市が保有するいわゆる普通財産売り払い予定地はないかどうかということもありまして、これにつきましては、現在2カ所の土地、これにつきましてはホームページの

方で情報提供をしまして、何とか売り払いをしたいというふうに思っている土地がございます。

現在、複数の方から引き合いが出ているということでございますので、平成 19 年度中にこれらの動きがあればいいというふうに思っております。

○根本委員

今回の決算は、平成 19 年度の今執行しているそういうものにも結びつきますし、また来年の 20 年度の予算にも結びつくということから考えますと、この決算を踏まえて、しっかりと今、市にある土地、貸し出しできるもの、早く売った方がいいもの、こういうものをしっかりと決めて、そして対応していただきたいとこのように思います。

それから、この間の河北新報でも、トヨタの工場が宮城県に来るような、そういう記事が載っておりました。多賀城市にとっても、先ほど副市長がおっしゃいましたように、平成 18 年度においても企業の誘致、そういった面で一生懸命取り組んできた、こういうお話がございました。

ただ、それがどの程度成果にあらわれているのか、今現在私はわかりませんが、今後のその取り組みというのは非常に大事だとこのように思います。これは市長の就任時の決意でもありますし、ぜひその方向性で、県とも連携をとりながらやっていただきたいと思います。

そこで、まず、平成 20 年度に玉川岩切線ができますね。そのときに、その道路の沿線沿いのその土地の有効活用、税収を上げられる方法はないのかと、こういう意味で、市街化調整区域などの変更なども考えながら、環境整備を考えなければいけないのではないかと。これはあくまでも自主財源を主に上げるという、そういう目的のために、そういったことも、今、考えていかなければいけないのではないかとこのように思うのですけれどもいかがでしょうか。

○佐藤建設部次長(兼)都市計画課長

今、根本委員がおっしゃられましたとおり、玉川岩切線については平成 20 年度末、平成 21 年 3 月に完成予定ということで、県の方で事業を進めているところでございます。

それに合わせて、その沿線の土地の利用に関してでございますけれども、今現在は、一部が市街化調整区域になっておまして、住宅とかその他の建物が建てられないような状況になっております。そういったこともありまして、ある程度の年月を、年数がかかると思いますが、用途地域の見直しのことについても検討していきたいというふうに考えています。

○根本委員

いずれ、あそこの道路も交通量が激しい、そういう道路でもございますし、なると思いません。そういう意味では、コンビニとかガソリンスタンドとか、いろいろなそういう店舗が出てきてもおかしくないという道路になると思っておりますので、その辺はしっかりと見直すべきだと私は思います。

○小嶋委員長

ほかにありませんか。昌浦委員。

○昌浦委員

先ほど、理財、金銭財物を有効に用いることの観点から質問させていただいたのですけれども、言うまでもなく、自治法では、「最も確実かつ有利な方法によってこれを保管しなければならない」という文言があるわけで、ちょっとお聞きしたいのですけれども、例えば平成 18 年度において、資金の運用を一部、定期預金から、例えば国債などの安全なシフトに変えて保管などということはやられたのか。あるいはお考えになったのか、この辺だけ、やはり理財の観点から質問させていただきたいと思います。

○大友会計管理者(兼)会計課長

御存じのように、平成 17 年 4 月からペイオフが全面解禁になったものですから、公金につきましては、その運用について、安全性を第 1 にこれまで運用してきたところでございます。

ということですので、手持ちのその歳計現金、歳計外現金につきましては、預金が全額保護されます決済用預金で、平成 17 年から 18 年にかけて管理してきたところでございます。

よって、国債については検討した経緯はございません。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

各種基金、例えば財政調整基金、あるいは特定目的基金につきましては、基金の運用上の問題がございますので、例えば 3 カ月後に一部取り崩しとか、そういった動きがございますので、国債という形での運用は考えておりませんでした。すべて定期預金ということでやっています。

○小嶋委員長

ほかにありませんね。

以上で歳入の質疑を終結いたします。

- 歳出質疑 第 1 款議会費～第 3 款民生費

○小嶋委員長

これより歳出の質疑に入ります。

第 1 款議会費から第 3 款民生費までの質疑を行います。

○昌浦委員

資料 8 の 10、11 ページなのでございますが、ここに歳出で性質別普通会計でのいろいろな義務的経費等々が出ておるのですけれども、人件費ですが、平成 18 年度、前年度より 1.6 ポイント下がったわけなのですけれども、下がったその要因。

そして、なおかつ 20%台という高い数字で推移しているのですけれども、この要因、この 2 点をお聞かせいただきたいと思います。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

この 10 ページ、11 ページの数値でございますが、まず一つ確認をさせていただきたいのが、普通会計での決算の数値でございます。ですので、予算の、決算上の決算事項別明細書との人件費とは多少違っているということ、まず確認させていただきたいと思います。

その上で、今回減になっている主な要因ということでございますけれども、平成 17 年度において、国勢調査、それから県知事選挙、衆議院議員選挙等の人件費が、前年度に特に多かったという部分が、まず前年度の増要因としてあったということがございます。

それ以外にも、午前中の審議の中にもありましたが、時間外勤務手当等削減の努力、そういった部分も入っているということになります。

○昌浦委員

わかりました。

それでは、今度は資料 4 の 28 ページでございます。何か、多賀城市は退職手当組合に入っておって、職員の退職手当に関しては万全を期しているということとを、過去に一般質問等々で回答を得ておるところですが、この 28 ページの中で、御説明で、退職手当組合に特別の支出をしたというような説明をちょっと聞いたわけなのですが、これは一体どういう事情で特別な支出をしたのかどうか、お聞かせいただきたいと思えます。

○内海総務部次長(兼)総務課長

副市長が退職することに伴いまして、特別負担金がここで発生してございます。ですから、当初予定していなかった部分が発生しますと、その部分につきましては、特別負担金というような形で退職手当組合の方に負担金を新たに納めるということになります。

○昌浦委員

多分そうではないかと思ったのですけれども。いわば、ある程度、当該年度において、年度末において退職される方のものを、普段計画的に積み立てておる性質のものだと思うのですけれども、いわゆる突発的に退職する方には、その都度やはりこういう支出というのは発生するものなのではないでしょうか。

○内海総務部次長(兼)総務課長

どういう予測をするかということがございます。自己都合で退職なさる方も出てきますし、それから、勧奨退職の制度を持ってございますので、5 月までの間に意思表示した方の中で、年度の終わりではなくて、年度の中で退職するようなケースが発生しますと、いわゆるそういった負担金が、いわゆる予定していなかった負担金が発生してくるというような状況でございます。

○昌浦委員

なぜ私がこの人件費ということにこだわって、このようにお聞きしているかという、今後、当然、市になったときに採用された職員とか、町から市になって、事務量がふえたことによって、結構職員を、それも高い年齢の方たちを今抱えている状況があるわけなのです。前にも、そういう状況になったときに、いわゆる退職手当に関する部分が危うくはならないかというような質問を過去にさせていただいて、やはりこういう突発的なことが現に出てくるのであれば、会社などは退職引当金というのですか、何かそれで必ずもう財源の中に、会計の中に組み込んでいるのですね。しかしながら、多賀城の場合と申しますか、公会計においてはまだその辺がないものですから、こういう問題が今後発生した場合には、その都度、その都度やはりそういうふうな対処をしていかなければならないのか、ある程度前もってそれに引当金に類する中で、お考えの中でやっていくのか、これはいわゆる年度を超した、いわゆる今後想定される問題でするので、この際ちょっと聞かせていただけないか。

○内海総務部次長(兼)総務課長

多賀城市の場合ですと、あくまで市町村退職手当組合に加入して、そこの中での制度運用というふうな形になりますので、あらかじめ特別負担金に該当するであろう部分を、多賀城市自体があらかじめ積み立てをしておくというふうな形のは、ちょっと想定しがたいかというふうに思っております。

○相澤委員

資料4の32ページ、企画費の中で、19節負担金、補助及び交付金、これは東部バスという説明がありましたが、東部バスはかつて第三セクターが運営の中心だったと思うのですが、今でも同じでしょうか。

○菅野市長公室参事(行政経営担当)

現在、東部バスにつきましては、市の方が宮交バスの方をお願いをして、運行している状態であります。

○相澤委員

どうして変わったのか、その経過を教えてください。

○菅野市長公室参事(行政経営担当)

前は、TMOの方に、バス路線の見直しなり、そういったもので一応お願いしながらやっていた経過があります。その後、市の方で直に運行の方に切りかえたという部分は、経費の部分が多かったのかというふうなことでとらえてございます。

ということは、直営の方が、宮交バスの方に負担金が、委託をしているよりも軽く済むといったことがあったと思います。

○相澤委員

最後の方がちょっとよく聞こえなかったのですが、経費が少なくて済むという意味ですか。

○菅野市長公室参事(行政経営担当)

そのように理解してございます。

○佐藤委員

最初に、30ページなのですけれども、広報の関係ではないかと思うのですけれども、テレビのデジタル化に関してお伺いをいたします。4年後に、2011年7月24日でしたか、今のテレビが映らなくなるという状況がありまして、いつの間にか国会で決まってしまって、私が知ったのはつい、本当に知ったのは二、三年前で、多賀城市民の方がどの程度知ってらっしゃるかというのは大変不安なのですけれども、この点に関してはどのように考えているか、考えていなかったか。

○内海総務部次長(兼)総務課長

住み分けが今のところちょっとははっきりしていませんけれども、私の知る範囲でお答えさせていただきますと、2011年からいわゆるテレビ放送のデジタル化が始まると。現在、部分的にデジタル放送を全国的にもう開始をしているというような状況でございます。

ですから、この辺、テレビを見ていらっしやれば、その辺のところは伝わっているのかと。ただ、デジタル化そのものというものが何なのかというふうなところが、よくわからないのだらうと思います。デジタル化になりますと何がどう変わるのかというような話なのですけれども、今ですと、こういう波の電波で伝わっている情報が、いわゆるゼロと1の信号でもって送られる形になります。

ですから、今まで例えば遮へい物があって、映りが悪かった地域ですとか、そういったところについてはかなり状態が改善される形になります。ですから、情報を提供する側からしますと、情報が伝達しやすくなるというふうなメリットがございます。それから、受ける側につきましても、そういった放送の受信状態が非常によくなるというメリットがございます。

それから、もう一つは、ゼロと1の信号ですので、これらについてはいわゆるコンピュータと同じ仕組みになるわけなのです。ですから、そういった意味で、データの活用の仕方であるとか、そういった部分については、使う側にとってプラスになってくるのだらうというふうに思っております。

○佐藤委員

理屈は何となくやっとわかりました。ずうっと私も、なぜ変えなければならないのだという必要性も含めて、必然性も含めて、あちこち新聞を読んだり、本を読んだりして仕組みはわかりましたけれども、しかし、今そんなに突然変えなければならない理由が、今、国会で決まってしまったものはどうにもならないのですが、その対応をどうするかということで、今いろいろ難民出ています。何とか難民、介護難民とかインターネットカフェの難民とかいろいろ出ていますけれども、テレビ難民という人たちも出てくるのではないかといいぐらい、そのデジタルに対応したテレビが高いでしょう。買いかえることも含めて、今現在使っているテレビが使えなくなるのだというところでは、情報が行き届かなくなるという不安といいますか、そういうことも含めて、市民の皆さんにどういうふうにお伝えをしていくのかというふうに思うのです。その点を。

○内海総務部次長(兼)総務課長

どうしたらいいのか、私、今ちょっと妙案が浮かばないのですけれども、例えば情報として伝える方法からすれば、そういうふうな状況になりますというふうな話を、市のホームページに載せたりとか、あるいは、先ほどその仕組みの問題も含めて、例えば市の広報にそれらを掲載するとか、というふうな方法ではできるかと思えます。多賀城市として。

ただ、それが多賀城市の仕事なのかというふうに考えたときに、ちょっと迷ってしまうような感じのところはございます。あくまで放送のデジタル化を進めようというふうな形で、大いに推進してきたのは国の、特に総務省関係のところが進めてきたということでございますので、決して多賀城市は何もしないというわけではないのですけれども、多分そういったその必要が出てくれば、多賀城市が使える媒体を使って、その辺の説明をしていけるのだらうというふうには思います。

○小嶋委員長

佐藤委員、今のITの関係、ちょっとなじまないのではないかと思うので、（「いえいえ…」の声あり）別な話題に変えていただけませんか。（「いえいえ、いえいえだめです」の声あり）決算に……。

○佐藤委員

高いものですから、広報でお知らせしていくということは大事なことだと思うのです。今の時点で、こういうふうになってしまうよと。買いかえないとテレビは見られないですよというようなこととお知らせして、お金をためていただくなり、準備していただくということは大事なことではないでしょうか。

基本的には、ちゃんと条件、国民の皆さんが全部見られるようになるまで、国の施策をストップさせるということが大事なことなのだと思うのですけれども、なじまないと言われると困るので、広報でちゃんとそういうこともお知らせしていくということが、大事なことではないかと、私、自分のことも含めて、いつか買いかえるかということも含めて、かねがね思っていたものですから、そういうことでございます。（「回答は」の声あり）回答はしてください。

○内海総務部次長(兼)総務課長

実は、電気屋さんに行きますと、アナログのテレビはもうすごく安くなっています。というのは、2011年のデジタル化をにらんで、そういうふうな動きに市場はなっているのですね。

アナログのテレビが、今度では受信できないかということ、決してそうではなくて、アナログの信号に変えて、従来のそのテレビを、受像器を見るというふうな方法もあります。ですから、この辺はそれぞれの経済状況なり、あるいは必要の度合いに応じて、どういった選択をするかというふうなことを考えていただければいいのかと。

ただ、先ほど言いましたように、住民の方々に、本当にそのデジタル化というのは何なのというふうな部分が、説明することが必要だということであれば、先ほど申し上げましたように、市が活用できる媒体を使って、情報提供をしていくというふうなことは可能かと思えます。

○佐藤委員

ぜひそういう方向で情報発信していかないと、だめなのではないかというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

それから、34ページの、交通安全対策に係るのか、防犯対策に係るのか、まちの明かりの問題ですけれども、笠神の多賀城高校のところ、高校側の道路は大分明かりがつかまりましたけれども、向かい側のあのがけの下のところは真っ暗なのです、相変わらず。

この間聞くとところによりますと、何か事故もあったというようなお話でしたけれども、あそこのところは何とか対策をとれないものかというふうに思うのですがいかがでしょうか。

○伊藤交通防災課長

ただいまの御質問でありますけれども、御承知のとおり、防犯街路灯につきましては、各地域の方で区長さん初め代表者の方で管理しておりますので、市の方では補助制度がございますので、それらを活用して申請していただければ、対応したいというふうに考えております。

○佐藤委員

あそこは、暗いといって、電気をつけてほしいという住民の人たちの思いは、署名運動やら何やらでいろいろなことをしながら、あの町内会で、多高側の方は何とか対応していただきました。東北電力の寄附の部分も含めてです。不十分ながら、少しは明るくなっているのですけれども、反対側のあの真っ暗い部分のところを、さらにまた町内会で対応しろ

というのは、本当に何か大変だと。市の財政も大変ですけども、町内会の財政も大変な中で、ちょっと大変過ぎるのではないかというふうに思うのです。

あのときに、多賀城高校のところの電気が話題になったときに、いろいろな、県から出してもらえとか、高教委から出してもらえとか、3人で分けたらどうだとかいろいろな話があったのですが、今の状況に落ちついていますが、本当にがけのところは、一度市長もお通りになって見ていると思うのですが、なお見ていただきたい。真っ暗ですよ、本当に、夜。危ないなどというものではないですね、あそこは。ぜひ本腰を入れて、まちづくりのところでは対応していかないといけないのではないかとこのように思います。町内会とかそういうところにげたを預けるのではなくて、多賀城市全体の問題として意識していただきたいというふうに思います。

○伊藤交通防災課長

繰り返しになりますけれども、基本的にはその区の方で、町内会で補助制度を活用しながら、申請に応じたいというふうに思っております。

なお、去年は、ただいま委員おっしゃいましたように、東北電力及びユアテックから3灯を設置していただいたというような経緯がございますので、それらも視野に入れながら、地域の区長さんなりから申請があれば、こちらの方で、限りある補助制度でありますけれども、対応してまいりたいとこのように思っております。

○佐藤委員

先ほど相澤委員の方からもお話があったのですが、32ページの、バス運行対策補助金 326万円ほど上がっているのですが、ちょっと済みません、私、前の質問のことを考えていて、半分間かなかったのですが、余った要因は何だと。

○菅野市長公室参事（行政経営担当）

お答え申し上げます。

要因が大きく2点ほどございます。

まず、広域バス運行維持対策費補助金というものがございます。それが予算上、100万円用意しておりましたけれども、これにつきましては3万5,000円で済んだということで、ここで96万5,000円ほど残が出たと。

それから、もう1点が、東部バスのルートを変更してございます。その辺のルート変更に伴いまして、それとあわせまして、あと七ヶ浜循環線が廃止になりました。それに伴いまして、塩竈市が、塩竈市、七ヶ浜町、それから当市の2市1町で七ヶ浜循環線の代替バスの運行が12月の途中から始まりましたので、そのあたりで共通経費の部分が非常に安くなったということも受けまして、この320万円程度の執行残が出たということでございます。

○竹谷委員

ちょっと決算の歳出の説明の中でいつも気になっているのですが、この施策の成果というものもいつも出していただくのですが、それに対する説明がないのです。私はいつも思うのですが、今年度は、平成18年度はこういうところに特色があった決算だとか、こういう事業を新たにしたりとか、こういう事業が市民の意向で削ったとか、今のバスの問題でも同じことなのです。これは成果の中でやはりそういうことをこれに書いてあると思うので、私もずうっと今、ずうっとこの間から見ているのですが、これが決算

のときのやはり一番の重大なものではないのかというふうに見ているのですけれども、この辺はどういうふうな思いでこういうものをつくっておられるのですか。

そして、こういう説明のときは、どういう活用をしようとして、こういうものを我々に配付、これは慣習だからということではなく、少なくとも行政改革をしようという状況の中で、慣習だからこれなのだということではなく、私も30年やっていますが、ずうっとこれ持っています。ですけれども全然変わりがないのです。中身に。

そういうものがちょっと今の時代に合った資料の活用、また説明の方法というものは、私は大事ではないかと思うのです。ですから、そういう意味では、どういう意味を持ってこれを出しているのか。そして、これをどういふぐあいに活用しようとしているのか、説明の段階ではどういふぐあいに我々に求めようとしているのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○菅野市長公室参事（行政経営担当）

委員おっしゃるとおり、せつかくこの主要な施策の成果に関する説明書というのは、非常にわかりやすくつくられている内容だと思っております。

これをつくっているのは、市長公室の方で編集作業をしておりますので、一応私が答えさせていただきますが、これにつきましては、再三行政コスト計算書というものをつくって、そういったものを活用しながらというお話をしておりますけれども、今現在、こちらの成果に関する説明書の中には、あくまでも決算書の方のその数字をただ置きかえているだけでございます。これにつきましては、人件費等のもろもろの数字を含めた行政コスト計算書の数値を入れることによって、今以上に成果なりそういったものがわかりやすいものにつくりかえていきたいというふうな考え方を持っております。

したがって、そういったものができた暁には、従来どおりの決算の説明の仕方でのいかどうかということも含めて、議会の方と調整をさせていただきながら、どんな説明が、お互いにわかり合えるのかということを検討させていただきたいと思っております。

○竹谷委員

ずうっと決算を聞いていると、数字なのですね。ただ数字だけなのです。ですけれども、肝心かなめはここなのです。私、ずうっと見ても、今回の新規事業で、この成果に、6ページ、「市ホームページへのバナー広告」、新規事業で金としては大したことないかもしれないけれども、新財源確保で6月分で28万円をやったというものを記載しているのです。なのにこういうことを全然報告しないわけです。事業の中で、極端にこう拾えば。

ですから、私は、少なくとも予算の、歳入の中ではこういうものを積極的にやったことによってこうだと、歳出の中では、こういうものを、今まではこういうことをやったけれども、こういうことによって歳出削減をしたのだということは、この成果の中に出てきていると思うのです。それでないとおかしいと思うのです。そういう説明をしていく方が、私は決算の、我々が審査するに当たって、やはり丁寧な説明の仕方ではないのかというふうに思っているのですけれども、その辺、先ほど回答をいただいた方からは、今後直していきたいというような意向ですけれども、私はこういうのは早急にやはりやるべきではないのかというふうに思っています。

それはなぜなら、これは尾口委員からちょっと資料として借りたのですけれども、今年度はこういうものを出しているのです。予算のとき。「多賀城市における行政評価の取り組み・平成19年度事務事業評価対象事業」というものを出している。これは19年度に出している。少なくとも、それなら18年度の決算にも、これに大体符合するようなやり方と

いうものを導入してもいいのではないのかと。これは19年度に導入したので、19年度の決算では導入するというのかわかりませんが、これは今までなかったことです。今までは実施計画というものがぼーんと出てきてやっていった。これも我々と当局の間では一つの進歩なのでしょうけれども、こういうものを出してきたのであれば、少なくとも決算の資料においてもそういうものでやっていかなければ、おかしいのではないかとというぐあいに直観をいたしたわけでございます。その辺についての御感想はいかがでしょう。

○鈴木副市長

決算の説明につきまして、今、竹谷委員の方からお話ございましたけれども、これは議会側、あるいは我々当局側にとりましても、記載されているものの数字の朗読という説明は、余り時間だけかかって、聞く方も説明する方もなかなか大変ということもあって、余り意味がないような感じもいたしまして、これからのその説明の仕方、例えばことしの決算ですと、財政関係については、去年までやっておりましたような、数字を読み上げるような説明を省略させていただいて、別な形に転換させていただきました。

このほかの歳出の方の決算の説明につきましても、今言われたような趣旨を生かした、新たな説明の仕方、資料の出し方、これについては今後いろいろ検討させていただきたいと思っております。

○竹谷委員

検討するということですから、あえてこれ以上のことをお話ししてもしょうがないですけども、先ほど佐藤委員から質問ありましたね。19ページの中に、街路灯の問題がここに書いてあるのです。総数2,897灯、新設・修繕667灯、ですけども、地域の要望は1,200あったけれども、予算の関係でここに絞ったのか、そういうものもあるわけです。そうするとわかるわけですね。ああ、我々の要望は届いているのだけれども、いろいろな事情で、いろいろな予算の関係でここまでしかできなかったのだと。そうすれば、では来年度は期待できるのというものもあるわけです。それが私は決算だと思うのです。

財政が厳しいわけですから、ないわけではない、いっぱいあるのですけれども、厳しいわけですから、それを効率よく活用しようというのが、今我々に課せられている課題であるとするならば、決算においても我々はそういう見方で見ながら、次年度にそれを生かしていくというやり方をしていかなければいけない。それが私は決算の認定をするための一番の重要なやり方ではないかというふうに思っておりますので、私の発想が間違いであるならば、指摘させていただいて、私も考え方を改めたいと思いますけれども、もし私の考え方が、「そのとおりだな」と、「そうだな」と思うのであれば、今改善したいような意向でもありませんので、ぜひ来年度からは改善をして、やはりもうちょっとわかりやすい方法にした方がよろしいのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

○鈴木副市長

先ほどもお答えいたしましたけれども、そういうふうな趣旨を体して、資料のつくり方、説明の仕方については、これは議会側の方ともいろいろ十分協議をさせていただいて、その趣旨が生かされるようにいろいろ検討してまいりたいと思っております。

○尾口委員

今、行政評価について竹谷委員の方からも質問があったのですが、今事業で74事業取り扱ったようなのですけれども、多賀城市全体でどのぐらいのパーツがあって74にしたのか。

また、私が議会に入って何年かたってから、行政改革推進室というものがあって、その後行政評価課ができて、今日になったと思うのです。その経過は、何年が過ぎて今日に至っているのか、ちょっとお伺いいたします。

○菅野市長公室参事（行政経営担当）

お答えいたします。

まず、行政評価の試みというのは、かなりもう七、八年ぐらい前からだったですね。多賀城市においてはその必要性を認識いたしまして、早目に行政評価制度を取り入れようという動きがありました。

庁内の若手職員のプロジェクトをつくりまして、何回か試みたわけでありましてけれども、まだ定着するに至っていないというのが現状であります。

それで、去年、それから一応この74というのは、各係ごとに1件、今回新しい、先ほど竹谷委員の方からもお示しありましたが、平成19年2月に事務事業評価対象事業ということで、そういう考え方を取り入れて、もう一度出直しをしましょうということで、今、取り組みをしている最中でございます。

それから、先ほど、行革の行政評価課であるとか何かが、大分前から立ち上がってやっていたにもかかわらず、なぜなのということなのですが、実は、この行政評価というのは行革の方で行っていたのではなくて、当時の企画課が所管課として行っていました。なかなかやはりこの行政評価の必要性という部分からしますと、企画課が妥当なのか、当時の行政評価課が妥当なのかということもありまして、今回、市長公室ということがことしの4月にできた理由ということもそこにありまして、やはり今回この行政評価システムであるとか、それから、事務事業の評価であるとか、こういったものの必要性に関しましては、行革の観点でとても大切な視点になりますので、今後、ことしに入りましても、職員を対象に、本気になってやらなければいけないということで、研修会を行ってございます。

また、あと、ことしの3月にも、引き続きこの必要性を階層別に、例えば部長、課長につきましても、政策、施策評価の基本的な考え方の必要性、それから課長補佐、主幹、係長につきましても、事務事業評価の基本的な考え方、それから、その他の主事、それから技師等につきましても、行政評価の基本的な考え方ということで、階層別研修をことし行っております。ちょっと大変紆余曲折しながら、皆さんには迷惑をかけておりますけれども、今、庁内が一致団結して、行政評価システムを導入するということで動き出しているということですので、もうしばらく時間をいただきたいと思っております。

○尾口委員

何課が所管するかというのはそれは別としましても、財政なり行政改革にその危機感を持って対応しているかどうかという一つの評価が、今日の時間までかかったということの一つの評価だと私は思います。

宮城県で行政評価を取り入れたとき、5,000円以上の補助金を出している団体、たしか3,000パーツだと思っておりましたが、拡大、維持、削減、廃止、この4段階で評価したときに、削減と廃止に評価したのがわずかに数件だったという、それを見て、そして、「いや、こんなまで維持とか拡大するのかな」というふうに不思議に思ったことがあって、なかなかこれは宮城県内、行政改革といっても、県の職員の評価が正直言ってそうであれば、進まないのかなというふうな感じでした。

しかし、このごろ三位一体改革の関係もあって、地方自治体の財政危機というのが急に叫ばれてきて、そしてあちこち、今、先進地というものを関心持っているのですけれども、例えば今回の決算などでも、もうパーツに事業コードが全部入っていて、予算と連動して、そして決算額が示されて、そして先ほど担当の方が言われたように、もう人件費まで計算されて、議会に提出して、それで審議をしてもらうというのが、もう決算書のつくり方になっているのですね。

多賀城市における行政評価の取り組み、これも見たのですが、比較的取り組みやすいようなものについて評価をしていると。そして、今、財政を脅かしているような、歳出で非常に負担になっているような事業については、評価も取り組みもまだ見解も出ていないというところも正直あたりして、せっかく取り組むのであれば、金額の細かいものよりも、もう少し大胆に取り組めるような、大きな問題となっているようなものに果敢に取り組んだ方が、行政改革は私は進むと思います。いかがなものでしょうか。

○菅野市長公室参事（行政経営担当）

事業費の大きいものにつきましては、多賀城市においては、従来実施計画という部分で、その中において予算づけを行ってまいりました。その事業規模の大きいものについては、その事業の必要性について別ステージで論じながらやってきたというふうな手法を用いております。

ただ、それにつきましても、やはり今度、行政評価システムを導入することになりますと、同じテーブルの上でやることになりますけれども、今、行政評価システムが全面的な事業に反映はしておりませんが、そのほかの手法でその辺の見直しは行ってきたというふうなことでございます。

○尾口委員

行政改革については、これから長らくテーマになるでしょうから、また改めたいと思います。

それで、1款2項13目一般庶務に要する経費の中で、顧問弁護士委託料、それぞれ経費が計上されていますが、どんな事件にこの弁護士委託料が支出されているのか伺いをいたします。

○内海総務部次長(兼)総務課長

平成18年度の予算につきましては、生活保護費返還請求事件、これが1件でございます。それから、研修命令に対する関係の事案がございましたので、それに関する部分として予算が執行されているということでございます。

○尾口委員

長期研修命令の弁護士委託料なのですけれども、これは平成18年度のみならず、過去において何年前前から発生していた事件だと思っておりますが、さかのぼってトータルでどのぐらいになるのですか。

○内海総務部次長(兼)総務課長

この事案につきましては、平成14年9月が提訴の時期でございます。実質的なその審理が11月に開始されておりまして、予算措置につきましては、その時点からというふうな形になってございます。

今日まで、これにかかわる部分につきまして合計をいたしますと、約 300 万円弱の積み上げになってございます。

○尾口委員

それで、300 万円を弁護士料として歳出しているわけですが、これは市単独なのか、それとも教員の給料というのは県の方での支出だと思うのですが、その辺についてはどうなのでしょう。

○内海総務部次長(兼)総務課長

これは全く多賀城市が単独で計上しておる費用でございます。

○尾口委員

それで、これは総務部ではなくて、教育行政にかかわることだとは思いますが、ちょっと伺いますが、この対象となっている教員が、多賀城市の義務教育上、どうしても必要な何か特技を持っているとか、逸材であって、多賀城市の教育行政でどうしても必要な先生であったのかどうか、どうなのでしょう。

○菊地教育長

固有名詞はなしというふうなことでお話し申し上げますが、人事というのはこれは県の方にあるわけですが、ただし実際の行政、学校の現場運営というのは市にあるというふうなことで、県と市、連携して進めると。

ただ、これも、どのまちでもそうですが、あの教員を欲しいとか、この教員は要らないとか、そういうふうなことに、いわゆる連携ですので、やっているわけでありまして、前教育長のもとでこの人事が進みました。県と市との連携、合意のもとにといいますか、合意というよりも、むしろ県の方の御指導が強かったのかと。その辺は連携というふうな名のもとに進みました。

結果的に、こういうふうになって、私も県のそれぞれの立場の方がいますので、櫻井教育長の後を継いで、人員配置というのは、少なくとも県の責任というふうなことがあるものですから、こういうふうなことについては、その職員を各自治体に、市町村に渡せば、後はいいのだというふうなことでは、これは大きな課題があるのではないかというふうな話はしております。

○尾口委員

この人事が公表された時点で、多賀城市を取り巻く市町、市や町の教育行政の方からは、多賀城市はとても人格者が豊富で、立派な方々がそろって、よく受け入れてくれたという評価が確かにあって、しかしながら、それを受け入れた校長先生は、大分それで心労を深めて、ちょっと病弱になってしまったという結果も正直言っております。

それで、これは、私は多賀城市が単独で支出するのではなくて、そういった人事が絡んでの多賀城市が負担する金額でありますので、ぜひ県から何らかの措置で、県に負担をしていただくのが妥当ではないのかというふうに思います。それでない、不合理といいますか、理不尽な支出に当たるのではないのかと正直言っております。

ですから、県に対して、その弁護士費用の返還というものに対しての働きをどうされるのか、ちょっと伺います。

○内海総務部次長(兼)総務課長

返還を県の方に働きかけてはというふうな御質問でございますけれども、現実問題としましては、確かにいろいろな背景はそのような形ではあるのでしょうかけれども、あくまで訴えられている側につきましては多賀城市でございます。処分者の側でございます。

したがって、その観点からしますと、なかなかそういった形にはなっていない。確かにその背景そのものについては、理解できる点はあるのですけれども、あくまでその処分を下したのは多賀城市であると。それが訴えられる原因となっているということでございますので、それらにかかわる費用などについては、多賀城市が負担をしていかなければならないのかというふうには思います。（「受け入れてしまったということがあるので、それは」の声あり）

○小嶋委員長

それでは休憩いたします。再開は2時10分です。

午後1時59分 休憩

午後2時10分 開議

○小嶋委員長

再開いたします。

○森 委員

主要な施策の成果に関する説明書の50ページ、市立保育所運営管理に要する経費。先日、テレビの報道で、幼稚園での小指の切断、遊具によるのですけれども、事故がありました。そこで、事故の対応について、警察、また消防署、通報ですか、上の問題がありました。各施設にかかわりのあることなのでしょうけれども、市立保育所に関してはどのような対応をされているか伺いたいと思います。

○小川こども福祉課長

お答え申し上げます。

保育所内での事故はないにこしたことはないのですが、安全に遊ばせるということがまず前提になろうかと思えます。

万が一事故が発生した場合には、各施設ごとにそれぞれの事故対応マニュアルというものをつくっております。

ただ、先ほど幼稚園の関係で、警察への通報等まで、中身についてちょっと入っているかという、私、きょう、資料を持ってきておりませんのでちょっとわかりませんが、後日確認をしまして、もし入っていなかった場合については、それは改善させたいと思っております。

○森 委員

今、御答弁の中に、各施設ごと、多分これは共通のマニュアルというふうに理解してよろしいと思うのですけれども、まずはその警察等への通報、多分その事故の内容によっても

対応が異なると思うのですけれども、その辺のところをきちんとした対応ができるように、整えていただければというふうに思います。

次に、47 ページ、3 番目、家庭児童相談室に要する経費、最近といいますか、しばらく前から耳にする DV、この相談ケースの中の DV なのですけれども、本人の持ち込み、それから通報、こちらの割合をちょっと教えていただければと思います。

○小川こども福祉課長

DV ですか。（「いや、虐待の方でお願いします」の声あり）わかりました。虐待の関係については、平成 18 年度、現実的に通報があったのは 42 件でございます。そのうち、明らかに虐待と認められたのが 36 件ございました。

あと、通報者の内訳でございますけれども、その 42 件のうち、近隣の住民からは 2 件でございます。それから、実の父または母からは 16 件、それから祖父母から 2 件、保育所から 3 件、学校から 3 件、病院から 2 件、児童相談所から 5 件、保健師等から 9 件で、合計 42 件という形になっております。

○森 委員

あちらこちらから相談が持ち込まれるというふうなことで、この中で、近隣からの通報のこの 2 件については、事実だったのでしょうか。

○小川こども福祉課長

お答えします。

済みません。近隣からの 2 件の部分については、事実かどうかというのは、私、資料をちょっと今持ってきておりませんで、わかりませんけれども、たしか 1 件は虐待とは認められなかったというふうにちょっと認識しております。

○森 委員

情報の真偽、内容の真偽につきましては問題ではなく、子供の安心・安全が第一だろうというふうなことで、この相談、通報は非常に大切かと思えます。

この対処なのですけれども、相談を受けてから、連絡を受けてからの対処の方法、経過を教えていただければと思います。

○小川こども福祉課長

虐待の通報があった場合ですが、これは県の中央地域子供センターは、24 時間体制でそういうものの措置に当たってございますけれども、多賀城市においても、市役所の方に、夜間であろうとも、入りますと、警備員の方からこども福祉課の担当職員の方に連絡が入るようなシステムになってございます。

その上で、職員が出てきまして、家族構成、子供の健診歴とかいろいろな過去の相談歴等を調べた上で、その家庭に行きまして、訪問し、事態の緊急度なり何なりを判断する形になります。

緊急性がある場合については、すぐに県の中央地域子供センターに通告して、対処していただくという形になります。

緊急性が薄いという場合につきましては、こども福祉課の方で、それ以降、面接指導等を繰り返しながら、虐待の抑止に努めて、見守りや指導をしながら、抑止に努めているという形でございます。

○森 委員

私もかわりを持ったことがあります。市の対応、それから県の方の対応、非常にすばらしい、こんなことを言ったら怒られるのですけれども、役所ではないような対応というふうなことで、実は、その間に入ってその情報等をいただいた方にも、「そんなにやってくれるの」というふうな、実はお褒めの言葉もいただきました。

実際親身になって、今でも耳に残っているのですけれども、これが原点なのだろうかと、要は、「子供の命が最優先されるのです」というふうなことでした。

ということで、その虐待の内容なのですけれども、いろいろ事情はあるとは思いますが、けれども、父親、母親、両親、この条件、どのような形が多いのでしょうか。

○小川こども福祉課長

お答えします。

最近の傾向としては、虐待という、どうしても身体的な虐待の傾向なり何なりというふうな形でとらえられがちの部分もあるのですけれども、実は最近の傾向として出てきているのは、ネグレクトという育児放棄に当たる部分ですか、そういうものが大分見受けられてきて、大変困っている次第でございます。

いずれにしても、子供の安全のためには早期に対応しなければならないということで、先ほども言いましたように、たとえ夜間であろうと何だろうと、市の職員の方でまず第一報が入れば、それなりの対応をさせていただいているということでございます。

○森 委員

ネグレクト・育児放棄なのですけれども、たまたま子供の安心・安全、命が大事だと。要は、育児放棄で命を失わせてしまっただけでは元も子もない。何とかこの命を救ってというふうなことで、「育児ができない場合は言ってください」というふうな言葉まで、非常にこれは、何と母性を失ってしまったのだろうかと思うようなところの言葉をかけないと、子供の命が守れないというふうなところまでいっているような気がします。

何とか、本当に子供の安心・安全、命を守っていただけるように、対応のほどよろしくどうぞお願いいたします。個人情報等、非常に難しい問題であるのですけれども、子供の命最優先でよろしくどうぞお願いいたします。

最後の質問なのですけれども、交通安全対策費、資料4の33ページ、交通法規が変わりまして、往来の激しい公道においては、歩道を自転車も通行しても構わないというふうなことで、自転車と車ないし自転車と歩行者の事故がふえていると思うのですけれども、平成18年度の現状をお伺いしたいと思います。

○伊藤交通防災課長

交通事故の発生の状況であります。平成18年中、1月から12月までの歴年で統計が出ております。交通事故の全事故数が371件のうち、歩行者による事故が市内では43件、さらには、ただいま御質問のあった自転車におきましては77件ということで、自転車においては全件数の20.6%の比率を占めております。

○森 委員

やはり自転車の事故というのは、結構多いのだなというふうに改めて思いました。歩行者通行時と、歩行者が通るところ、専用道路だったのが、自転車も通行するというで、非常にこのことについては事故がふえるだろうと、まあ予測の上かもしれません。

ただ、安穩としては多分見過ごしてはいけないのだろうと。もちろん歩道については、専用道路、ラインが引いてあって、こっちからこっちを自転車、通行してくださいというところがあります。ただ、えてして歩道の割合がなかなか広くないところが多くて、なかなかその対応が難しい。ということは、出会い頭の事故も非常に多い。そして、その出会い頭の事故を防げば、結構これは交通事故のリスクを下げることができるのではないかとこのように思うわけでありませう。

ということで、その出会い頭の場所に、警告と自転車の一時停止なりということが、だんだん、だんだん必要になってくるのではないかとこのように思ひます。歩行者への啓蒙も大切なのですけれども、自転車に乗られる方への注意の喚起も必要ではないかとこのように思うのですけれどもいかがでしょう。

○伊藤交通防災課長

歩道への自転車の乗り入れにつきましては、公安委員会でその路線を指定するというようなことで、現在は警察の方でそれらの認定作業に入っているというふうに聞いております。

それに伴いまして、交通規制あるいは緩和の標識等もあわせて整備されるというふうにとらえております。

○森 委員

自転車も歩行者も、多分両方とも被害者になる可能性が非常に高いと思ひますので、ぜひこの辺のところ、今後ふえるだろうと思ひますので、未然に減殺、本当に抑えていく、防止していくという面では大切だと思ひますので、ぜひ対処の方をよろしくお願ひいたします。

○松村委員

3点お願ひいたします。

初めに、資料7の3ページです。協働によるまちづくり促進事業経費の中の、市民活動促進指針の策定とありますが、この策定しました指針の普及はどのようにしてやられているか。また、その成果と現状の認識をお願ひいたします。

○鈴木地域コミュニティ課長

それではお答え申し上げます。

市民活動促進指針につきましては、策定いたしまして、これは市民の方にはまだ、市の方に提言をいただきまして、これはできましたけれども、それ以降、市民の方に、皆様方にお見せしているというような形ではございませんけれども。別にPR というような形ではしておりません。

○松村委員

では、行政の人たちのためにつくったということですか。

○鈴木地域コミュニティ課長

いえ、そうではございませんで……。申しわけございません。大変失礼しました。促進指針につきましては、ホームページなどでも公表してございます。ちょっと勘違いしました。申しわけございません。

○松村委員

それをホームページなどで紹介していると思うのですが、それを推進しようという思いでやっていると思うのですが、それをホームページなどで紹介しまして、どのような成果が見られているか。

また、現状をどのように、取り組み指針を発表しまして、推進しているの、今、市の現状ですか、市民活動に対しての市民の現状というのですか、それをどのように認識されていますかということもお伺いしたいと思います。

○鈴木地域コミュニティ課長

お答え申し上げます。

確かに市の方の、やはり市民活動というものについて、市の方でどうしても今まで余り市民との協働というものが進んでおりませんでしたものですから、それを踏まえて、地域コミュニティ課というものができまして、今後市民の方と一緒に業務を進めていくということで、今後いろいろな形で市民の方と、例えば、市長が唱えております歴史の道とかそういう事業も、そういうふうな市民活動の中で一緒に事業としてとらえていこうということで、努力をしております。

○松村委員

私も市民活動団体に四つぐらい参加させていただいてますし、現場で皆さんとそういう活動を一緒にしている場が幾つかあるのですが、やはりそこで感じることは、もう以前からこういう市民協働が叫ばれる前から、ボランティアとかそういう形で活動してらっしゃる方、また、本当にこれから、市長が叫ばれる、また、今、社会環境もそういう方向で求められている中、これからやはり市民参加、自分も市民協働の一翼を担って、何かまちのためにやっというふうなグループと、何か二つに分かれているような気がいたします。

私の感じとしても、やはりまだまだ市民協働という意識は、市民にまだまだ定着されていないというのが実感なのですが、特に感じるのは、やはりそういう活動をしている方が、結構同じ方が、いつも同じところで集まるということを非常にいつも感じるのです。やはりもっとこれを市民の方に定着していくというのですか、市民協働を定着させるということが、これから本当に市としてこれを推進しようとする大事な政策であると思いますので、大変大事だと思いますので、やはりその辺の現場の課題というものを、もう少し市としての確にとらえて、それに皆さんの活動が推進できるような対応をしていくということが大事だと私はいつも感じておりますが、その辺に関しての市民の意識をどのように思っていますでしょうか。

○鈴木地域コミュニティ課長

全くそのとおりでございます。我々としても、できるだけ市民と一緒にこういうふうな施策を推進していくというのは、大変大事なことでありまして、やはり市だけが施策を展開しようと思っても、やはり今は市民の方と協働で、理解を得ながら進めるのが一番ベスト

だろうということで、そういうことで、市民の方々と常にやはり情報を提供しながら、また情報を受けながら、一緒に事業を進めていきたいとそのように考えております。

○松村委員

そこで、市民の方に今いろいろ PR してやっておりますけれども、市の職員も一市民として市民活動をやっていくということが、非常にこれからそれを推進する上で大事だと思いますが、その辺に対しての、市の職員に対して啓発もやってらっしゃると思いますけれども、どの程度皆さんそういう活動に参加してらっしゃるのかとか、そういうことというのは市の方で掌握などはされていますでしょうか。

○鈴木地域コミュニティ課長

市の職員がいろいろな市民活動、ボランティアなどにどのくらい参加されているかということについては、うちの方では把握はしておりません。

ただ、今後、今度の補正予算の中で、地域経営アドバイザーというものが当然出てまいりますけれども、そういうふうな地域経営アドバイザーの方々の御指導、御支援をいただきながら、市民活動の促進、もちろん市民の方々も含めて、それから職員の方も研修などを通じて、そういうふうなものにできるだけ理解を深めるように努力していきたいということで考えております。

○松村委員

よろしくお願いたします。

では、次です。次の4ページなのですが、職員研修に要する経費の中の項目で、派遣研修という市町村職員研修所ですか、あと市町村アカデミー等とありますが、それ以外の研修などというのは、どのようなものがあるのか教えていただきたいと思います。

○内海総務部次長(兼)総務課長

派遣研修の中身ということでございますけれども、今御指摘ございましたように、市町村職員研修所、それから東北自治研修所、それから市町村アカデミー、それから共済組合が実施する研修、こういったものが主でございます、それ以外のところにつきましては、派遣研修としては出してございません。

○松村委員

地方自治体を今取り巻く社会環境というのは、大きく変わっている中、やはり職員の意識の啓発とか資質向上というのは、大変今後の市にとって大切な課題であると思います。

そこで、私もいろいろなシンポジウムとかフォーラム、こういうのは職員のあれですので、私たちは出られませんけれども、いろいろな民間の方とか県とか、そういうところでもいろいろなシンポジウムとかフォーラムとか、土曜日とか日曜日を中心にやられています。私も勉強の意味も込めまして、参加できるものは参加しているのですが、そこで、私いつも感じるのは、結構ほかの自治体の職員の方がそういうものに参加している場面に会うのですが、多賀城市の職員がそういうものに参加しているというのが、私も1回、子ども読書推進計画の県でやりました、そのときはちょっとお会いしたような気がしますけれども、それ以外の、内容はいろいろ違いますけれども、そんなに見たことがないので、やはりそういうことにも参加するようにして、やはり研鑽をしていくとか、現場を知っていく、社会の今の状況を、変化を知るといって意味で、必要ではない

かというふうに感じているのですけれども、今後その辺に対しての取り組みはどのようになされるか、お聞かせいただきたいと思います。

○内海総務部次長(兼)総務課長

必ずしも、今、委員が御指摘されたような状況ではないとは思っています。職員それぞれも、それぞれの観点に立って、いろいろな研修機会をとらえて、自主的に参加しているケースというのは、これはあろうかと思えます。

それから、これもあれなのですけれども、昨年でしたか、いわゆる自主的に職員がセミナーを開いて、それに参加を募る、これは自分たちの費用で講師を呼んできて、それなりの知見を持った方からお話を伺うというふうな形でやっている活動もございます。

それから、定期的に職員有志が勉強会を開いているというふうな状況もございますので、たまたまおいでになった研修で、多賀城市の職員を見かけなかったということだけだと思うのですけれども、この辺は人数を数えているわけではございませんので、なかなかその辺の具体的な把握はできかねますけれども、特に若手を中心としまして、そういった研修機会には参加しているというふうに私は聞いております。

○松村委員

私も庁内でいろいろな講師を呼んだりして、勉強されている、そういうことは聞いております。例えば、土曜日とか日曜日のそういういろいろな、研修という名前ではなくとも、いろいろな今の社会の問題、課題に対しての、いろいろなそういう専門家とかいろいろな人たちを交えてのシンポジウムとか、いろいろなフォーラムなどがあると思えますけれども、そういうものの参加というのは、土・日などとなると、一応個人の参加ということになるのですか。

○内海総務部次長(兼)総務課長

主要な施策の中で報告しておるものにつきましては、予算を伴って、役所の中なり、あるいは研修施設なりというふうな形の部分で数字を整理させていただいております。

ただ、やはりみずからの仕事にかかわる部分であるとか、あるいは世の中の動きにかかわる部分であるとか、そういったものを個々人が、それぞれの立場、立場で、いろいろな情報をいろいろな機会に得ていくということは非常に大事なことで、私自身も思っております。

それから、いろいろな研修会であるとか、あるいはシンポジウムであるとかというふうなことも一つの方法ではございますけれども、今ですとコンピュータを使っていろいろな情報を調べたりとか、あるいはeラーニングといまして、コンピュータを使っていろいろな研修参加をしたりとかというふうな機会もどんどん出てきております。

ですから、向上心をきちんと持った職員は、そういった形で努力をされているのではないかというふうに思っております。

○松村委員

ぜひ向上心を持って、意識啓発をしていくように、今後も御指導をよろしくお願ひしたいと思います。

次ですけれども、3点目、48ページ、ファミリーサポート事業費について。このファミリーサポート事業が始まって、多分4年ぐらいたつように私は記憶しているのですけれども、

その発足時から今回の平成 18 年度までのいわゆる利用者の状況というのですか、状況変化というのを教えていただきたいと思います。

○小川こども福祉課長

ファミリーサポートセンターの関係でお答えします。

平成 17 年度は 207 人だった会員数が、18 年度においては 250 人というふうな形で、会員数もふえてきております。

活動状況についても、平成 17 年度が 1,562 件に対し、18 年度は 1,875 件ということで、利用者も年々ふえてきている状況でございます。

○松村委員

そこで、こちらの活動状況の中で、子どもの病後時の安静期の預かりというのが 3 件記載されていますけれども、私としてはちょっとこれは少ないというような思いで、現場の皆さんのお声からすると、もっとあるかと思ったのですけれども、この少なかったというのは、やはり要望がなかったのか、それとも、要望があっても、預かれる状況ではなかったのか、その辺は分析されていますでしょうか。

○小川こども福祉課長

お答えします。

ちょっとそこまで詳しくはわからないのですけれども、たまたま、もしかするとうまく預ける側と預かる側の方のマッチング、時間帯のマッチングとか、いろいろなそういう面もあるかと思うのですけれども、それが相整わなかったということもあるのかなと思いますけれども。

○松村委員

お母さんが働きに出るときに、やはり子供が病気で、どうしても休まざるを得なくて、仕事がなかなか続けられないとか、そういうことも現場としては現実にあるのですけれども、病後児保育の方がまだ本市としてはちょっと進んでいない状況のようでありまして、前の答弁では、このファミリーサポート事業で何とかそれに対応したいという答弁があったように記憶しておりますけれども、今後、その病後児に対しての取り組みはどのようにされるのかお聞かせいただきたいと思います。

○小川こども福祉課長

病後児保育の部分については、この必要性については十分私どもも認識しております。いづれ次世代育成行動計画の中でも、病後児保育の部分については取り上げておりますので、この計画の中で実現できればというふうな形で考えております。

○竹谷委員

資料 7 の 14 ページ。多賀城市における行政評価の取組の事務事業評価対象事業というのは持ってきていますか、これ。持ってきている。7 の 14 ページ。

ここの 2、中心市街地活性化事業に要する経費で、委託事業として 661 万 5,000 円、都市構造研究センターでやりましたと。そのことによって、平成 19 年度から準備会構成員の全員の賛成で、19 年度の国庫補助事業として認められましたと。採択を受けることに至っ

たということで、成果として記載されておりますけれども、これは19年度、まともに受けてよろしいのでしょうか。

○佐藤建設部理事(兼)多賀城駅周辺整備課長

4月から事業化に移るということで、担当が駅周辺整備課の方に移ってございます。平成18年度調査につきましては、おっしゃるとおり、予定どおり対応しているということでございますけれども、一部、前の資料、皆さんに、1月ですか、お渡しした資料よりも若干区画整理事業との関係がございまして、事業A地区、B地区ということで、A棟、B棟の建築時期を直さなければならないというようなことで、現在見直しをかけてございます。

それに合わせまして御承知のとおり、いろいろな施設、公共施設、公益施設という部分の検討もしてございまして、現在詳細を関係機関と、関係部署ですか、というところと詰めているところでございますけれども、今のところ平成19年度予算の執行については、当初の補助どおり執行できるという見通しを立ててございまして、A棟、B棟を分離した形でやりたいということで、検討してございます。

なお、詳細につきましては、この結果を踏まえて、12月補正等、もしくはその株式会社等の出資等がございますので、改めて御説明を申し上げて、説明したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○竹谷委員

ですから、私、冒頭、歳出の件での質問でこの成果の問題を取り上げたのです。ここにはこういうぐあいにきちんと記載している。実際は事務事業をやっていたら、そういう状況ではないというのであれば、少なくとも成果の説明の中で、そのコメントをつけ加えていかなければ、説明にならないのではないかとこのように思いますけれどもいかがでしょうか。

○佐藤建設部理事(兼)多賀城駅周辺整備課長

おっしゃるとおり、平成18年度の決算と、19年度は事業化に移るといって、担当課が変わってございまして、実際に都市計画決定と19年度には法定手続を打つという状態になってまいりますので、その部分でのちょっと行き違いがあったという部分もございまして、実際に去年の1月ですか、担当の次長・課長がお話ししている内容と、それから、改めてことしの6月に市長の方から、郵便局等々の話も出ましたので、若干その見直しをかけていこうという部分で、御報告がおくれているという内容でございます。

○竹谷委員

ですから、その原因はわかりました。少なくともこういうものを決算資料で出しているのですから、説明のときに、そういうコメントを加えるべきではないのですかと。これは、質問がなければ今の答弁は出てこないのです。現実的に成果あることになっているのです。結果的に事業を詰めていったら、平成19年度事業にはならないかもしれないと、こういう事業で。ということ、しかも600万円を使って、この成果として出しているのです。であれば、少なくともそう説明があつてしかるべきではないかと。

というのは、一番懸念されるのが、この種のものをつくり上げるときは格好いいのです。実際に実施事業になれば、申しわけないけれども、絵にかいたもちになっているというのが、私が今、多賀城の計画でも、いろいろ携わっている計画でも多く見かけるからこそ、私はそれを申し上げるのであって、そうでなければこういうことは言いませんけれども、

ただ、説明としてはこれはきちんと説明すべきだと思います。その説明責任は当局にあると思いますけれども、一番、2番目に偉い人、いかがですか。

○鈴木副市長

全くそのとおりだと思います。これは先ほどから決算に関する説明の仕方でも御質問いただいていますけれども、これは従来からの説明、それをいいとは申し上げませんが、決算関係の数字の説明をして、主要な施策の成果についてはお配りするだけということで、一部、今おっしゃられたように、説明に関する欠落が出てくるということも一つのあらわれとして御指摘を受けたところだと思います。

それで、先ほども申しましたけれども、来年度以降の説明の仕方としてどうするのか、それはいろいろ、先ほども申しましたけれども、議会側ともいろいろ相談させていただいて、的確に説明できるような方法を考えてまいりたいと思っております。

○竹谷委員

特に横の連絡を十二分にとっていただいて、整合性のある御説明を求めておきたいと思えます。それ以上言ってもしょうがありませんから。

次に、ここで確認だけしておきたいのです。民生費の関係で、乳幼児医療費支給に要する経費ということで、資料7の57ページに、きめ細かく記載をされております。

こちらは、先ほどやったこちらの資料の27ページ、ありますか。持ってきていないとわかりませんね。これにちゃんと出ているのです。いいですか。

平成18年度の決算見込みということでここに出ているのです。市の単独として出しているのは、ここは2,056万9,000円が見込みとして、対象人員が516人、件数が9,820で、このぐらいがいわば3歳から4歳の1歳分、これは議会の議員提案でできたわけですが、それによって、市の単独、県も何も、あるいは補助がなく、市の単独で2,056万9,000円執行していますと。事業費として執行していますということが、この資料の中で明らかになっているのですが、これは見込みということになっておりますけれども、この数字でよろしいのでしょうか。

○鈴木国保年金課長

お答え申し上げます。

今御質問いただきました金額もしくは件数につきましては、当初予算で積算した人数もしくは金額でございますが、それより実際の執行した金額はもう少し下回っております。

○竹谷委員

では、その件数それから人数、実際の平成18年度の決算における金額を教えてください。1歳分ですよ。3歳から4歳に上がった分だと書いてありますから。

○鈴木国保年金課長

今の質問の中で、1歳から4歳ではなくて、この拡大分というのは、3歳児でございます。

それで、その3歳児の件数ですが、年間で9,523件、金額が……。 (「わかりました。済みません」の声あり) 金額が右から3番目になりますが、助成額の一番下、1,998万、(「これが3歳までですか」の声あり) これが3歳児です。

もう一回申し上げますが、乳幼児医療費助成、県と同じくやっているのがゼロ、1、2、いわゆる3歳未満児です。市がやっている単独事業は3歳児のみでございます。それでこの3歳児が、ただいまの資料の対象年齢拡大事業、56ページの1の表になります。（「わかりました」の声あり）

○竹谷委員

そうしますと、この資料に記載している、この資料ですよ、私はこれを見ているのですが、この資料に記載しているこの27ページの下段の表、ここに今あなたのおっしゃったことを入れれば、その数字になりますよということですね。そういう解釈でいいのですね。

○鈴木国保年金課長

そのとおりでございます。

○竹谷委員

そうすると、県以外で1歳がふえているわけですがけれども、1歳だけふえているのではなく、1,900万円ぐらいで事が済むのだというぐあいに理解しておいてよろしいですか。

○鈴木国保年金課長

3歳児が1,900万円、4歳も5歳も6歳も、1歳児はこれくらいかというふうに思っています。

○小嶋委員長

ここで休憩いたします。再開は3時10分です。

午後2時54分 休憩

午後3時10分 開議

○小嶋委員長

再開いたします。

○柳原委員

一つ目の質問は、資料7の56ページ、西部児童センターのところなのですが、西部児童センターの定員が40名に対して、児童数が88名、定員の2.2倍の児童数が今おるわけですが、利用しているわけですが、これはちょっと多過ぎるのではないかと思います。このことについてはどのように考えられておりますでしょうか。

○小川こども福祉課長

お答えします。

西部児童センターの留守家庭児童学級、これはあざみ学級でございますけれども、適正規模的には40人ということを書いておりますけれども、定員は42ということにしてありますけれども、児童数の分については、過去に条例化するに当たって、待機児童を出さないというふうな考えもございまして、利用希望者がある部分についてはすべて受け入れてきた経緯がございます。

いずれにしても、かなりの多さになっておりますので、いずれ何らかの対策は講じなければならぬというふうに考えております。

○柳原委員

今、待機児童はいないのでしょうか。

○小川こども福祉課長

留守家庭児童学級におかれましては、待機児童はゼロでございます。

○柳原委員

待機児童はいないということなのですが、定員の2倍を超える人数が今利用しているわけですから、これは何らかの対策を考えていただきたいと思います。

質問の二つ目でございますけれども、資料4の48ページ、障害者福祉自立支援給付費でございますけれども、この20節の扶助費が1,671万4,000円ほど余っておりますけれども、不用額ですが、なぜこの不用額がこれだけ出たのかという理由についてちょっとお尋ねいたします。

○本郷保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

これは、福祉サービスの施設利用者の入院、入院というのは、利用施設に入っていて、その施設から今度医療施設の方に入院ということ。それから死亡等による退所、それから通所による日数が見込みより少なかったこと、それから補装具費の高額申請等を、これは相談があったのですが、それを見込んでおったのですが、なかったことによる給付費の執行残でございます。

○柳原委員

入院された方と退所された方、あと死亡された方の人数というのは、今、わかりますでしょうか。

○本郷保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

今具体には出ておりません。

○柳原委員

ぜひ、退所された方など、自宅に帰られてからどのような生活をされているかなど、そういう後のアフターの生活のフォローなども、ぜひちょっと調査していただきたいというふうに思います。質問は以上です。（「要望ですね」の声あり）

○雨森委員

2点お尋ねいたします。

資料4の33ページです。防犯対策に関してでございますが、私も久々にこの間県警本部に出かけてまいりました。そうしまして、多賀城の駅前交番の件でいろいろとお話をお伺いしてきたわけなのですが、今回の一般質問で、市長に安心・安全に関してお尋ねするわけでございます。その前段にちょっと申し上げたいのですが、多賀城も多賀城駅前に30年前に交番があったということです。それで、現在、多賀城駅前に、駅前と言いますけれども、簡単に申し上げて、中学校横に交番が1カ所あるのですが、夜間の警備、防犯の、パトカー1台だけなのです。多賀城は6万都市でパトカー1台しかないのです。駐在所は5時15

分で大体業務を終わってしまうのです。南宮に1台、駐在所にございます。これは大代もあるのですけれども、軽のパトカーが1台ございます。それで、多賀城の交番の所長が南宮の所長をお願いして、5時15分ごろ、南宮に軽のパトカーを借りに行くのです。早朝返しに行きます。なぜ6万都市でこのような防犯体制なのか。

とにかく私はよくわかりません。幾ら申し上げても、「連携、近所の塩竈とか、あるいはまた仙台から応援に来るから」というようなお話でありまして、6万都市にパトカー1台常備してある。そのようなまちは日本全国にはないと思います。

そういったことを踏まえながら、今後、市長、あるいはまた担当課の考えを、今お聞きしてみたいと思います。

○伊藤交通防災課長

多賀城交番の方にパトカー1台しかないというような御質問であります。夜間については、今、委員からお話がありましたとおり、5時以降の深夜に勤務する、当然警察ですから交代制勤務でありまして、地域課初め、泊まりの体制でもってパトロール、警らをしているということ。そして、さらには、私が聞いている範囲では、県警本部所属の自動車警ら隊等も市内を巡回していると、そのように聞いております。

○雨森委員

今説明のとおりであります。私が申し上げるのは、根本的に、お手伝いをしていただくとか、何かあれば隣のまちから、塩竈からとかではなしに、せめてもう1台ぐらい常備していただくと。そうしますと行動範囲も変わりますし、より一層の多賀城の治安、安心・安全なまちづくりになるのではなからうかとそのように感じております。もうこの件はこれだけで結構でございます。

○根本委員

資料7の4ページ、7の、顧問弁護士委託料75万6,000円が計上されております。決算額です。委託料が223万7,690円と別々に計上されております。それでなぜこの弁護士委託料でありますか、この弁護士の顧問弁護士制度を活用していると、事件ごとに費用を払いますね。それは割引になるのでしょうか。どういうふうになるのか、その辺の関係性を教えていただきたいと思っております。

○内海総務部次長(兼)総務課長

割引になっているかどうかということについては、ちょっと調べてこなかったのですがあれなのですけれども、顧問弁護士委託料と弁護士委託料の関係でございますけれども、顧問弁護士委託料につきましては、月6万3,000円掛ける12カ月分ということで、年間で75万6,000円というふうになってございます。

それから、その下の弁護士委託料につきましては、事案ごとの、報酬基準に基づいて支払われる弁護士料ということになります。

○根本委員

要するに、顧問弁護士制度を活用して、顧問弁護士の費用を払ったとしても、その事件ごとのそれに応じた弁護士費用は払っているということですね。多分そのとおりだと思います。

今、例えば仙台市も顧問弁護士制度は活用していませんね。事件ごとをお願いをする。それはなぜかと。やはり得手不得手というもの、弁護士さんにもあります、当然。皆さんは優秀ですけれども、やはりそういう得手不得手とかありますので、事件ごとをお願いをする。こういうことがあるようです。

ですから、つまりこの顧問弁護士委託料は、実際をお願いをする、その費用以外に払っているものですから、これは私はむだになるのではないかとこう思うのです。それで、県内の各自治体の状況はどうなっているか御存じでしょうか。

○内海総務部次長(兼)総務課長

県内の事情につきましては、ちょっと私の方で調べておらなかったのですが、ただ、顧問弁護士として、いろいろな役所の中で起きる法律事案につきましては、その都度ごとに御相談に行っているということとはございます。

ですから、その費用が月に比して高い・安い考え方がございますけれども、この辺につきましては、県内の各市町村の事情もちょっと調べさせていただきながら、検討させていただきたいと思います。

○根本委員

多賀城市にとってどういうあり方が一番いいのか。今おっしゃったように、県内の各自治体の状況を見て検討していただきたいとこう思います。

それから、同じ資料の19ページ、防犯対策に要する経費ということでございますが、去年の何月でしたか、新聞報道がありまして、非常に多賀城の治安が悪い、犯罪率が多いということで、皆さんショックを受けて、それから、それ以前も頑張っていましたけれども、担当の皆さんが一生懸命頑張って、つい最近の新聞報道によりますと、かなり改善された、こういう報道がございました。一生懸命これまで御努力をされてきたのだとこう思います。その中身についてお伺いしたいと思います。

○伊藤交通防災課長

大変お褒めいただきまして、ありがとうございます。

まず、一つは、その犯罪発生が少なくなったというような要因でございますが、まず、官民一体挙げて、委員お話しのとおり取り組んだ成果であろうというふうに評価をいたしております。

具体の活動内容といたしましては、昨年12月からのJR多賀城駅を初めとする市内各駅での駐輪場の二重ロックの啓発であるとか、あるいは、雑然としている自転車をみんなで、地域の方々、防犯ボランティアの方々と、さらにはJRの職員の方々、そして我々行政と。そして我々行政も庁内で横断的な、従来は駐輪場施設は建設部施設課で管理しておったのが、私どもの一つの防犯対策として、部を超えて、そういった協働で取り組んだということで、さらには、特に犯罪発生の大きな要因は、多賀城市を引き上げている要因は、報道されておりますとおり、自転車、バイクの盗難が非常に多いということで、多賀城交番の所長と私どもの方で協議の上、そのような形で、三位、四位一体で取り組んだ成果であるというふうに私どもは検証し、そして評価しております。

○根本委員

この改善が、大変私もすばらしいとこう思います。去年の暮れに説明がございましたけれども、警察官立寄所にも警察の方に常駐していただくように、一生懸命努力をなされてい

たと、こういうことも伺っておりました。本当に御苦労さまでございます。来年もっと減るように、一生懸命また頑張っていたいただきたいと思います。

同じ資料の 57 ページなのですけれども、前の 56 ページと関連しますけれども、乳幼児医療費の問題、先ほど竹谷委員からお話がありました。平成 18 年度では 516 人、9,523 件、1,909 万 8,761 円、市独自で頑張っている事業の経費だと、こうでございますね。これが来年 4 月から、国が 2 割を負担すると、2 割負担に改正すると。医療費の負担割合を 3 割から 2 割にするということがあります。そうすると、この費用から約 650 万円ぐらい、3 分の 1 減るとこういうことになりますね。そうすると、来年から市の単独でやる事業、3 歳児は一千二、三百万円で済むと、こういう計算になると思いますが、そこで私、お願いがあるのですけれども、その浮いた予算を別なところに使おうなどと思わないで、ぜひとも子育て支援のために使う、こういう決意を深くしていただきたい、こう思います。だれに聞けばいいのでしょうか。副市長ですか。

○鈴木副市長

まさにその子育て支援の範囲の議、さまざまございますので、その範囲に充当できるようにいろいろ検討はさせていただきたいと思っています。

○根本委員

よろしくひとつお願いします。

それから、57 ページの 3 番目、心身障害者医療費支給に要する経費ということで、助成額が 8,689 万 4,286 円の決算額とこういうことでございます。この問題について、実はこれは以前、乳幼児医療費と同じ条例で規定されておりましたね。これは 3 年ぐらい前からですか、心身障害者医療費助成ということで、別に条例を縦分けて、今は事業化しているということでもあります。

乳幼児医療費の方は、以前も質問で申し上げましたけれども、最初は国保だけ現物支給で、平成 17 年 10 月からですか、窓口負担がなくなったと。全部現物支給、社会保険の方も現物支給になったということで、大変子育てしている親の皆さんから喜ばれていると、こういう現状であります。

この制度も、同じように助成しているわけですが、現在は全部償還払いとこのようになっておまして、病院では一時的に自分が用意しなければならないと、こういう問題がございます。

そういうことで、年金生活をしている障害者の方々にとっては、その病状というのがさまざまな病状がございまして、医療費に非常にお金がかかると、こういう問題点がございまして。そういう意味で、できれば窓口負担をなくしていただければ、どうせ戻ってくるお金ですから、そういうふうにしていただきたい、こういう要望が多いのですが、その点いかがでしょうか。

○鈴木国保年金課長

ただいま御質問ありました心身障害者医療費助成、及び、今の質問の中に出ました乳幼児医療費助成、これはどちらも償還払い。そして、乳幼児については、先ほどのお話にありましたように、平成 17 年 10 月から現物給付にしました。

この現物給付に至った経緯でございますけれども、多賀城市が独自にやったわけではございませんで、宮城県一斉に、宮城県主導のもとに、長年の月日をかけてやっと実現したわけでございます。

この障害者の方についても、事務方の方と話が出ないわけではございません。ただ、もう少し時間がかかるのかと、そんな感じで私は思っております。

○根本委員

乳幼児医療費の場合、国保だけ最初やっていましたね。あれは宮城県全体の国保、全市町村の国保の加入者は現物支給ということでした。

例えば、国保加入者だけ先行的に、多賀城市の市民の皆さんの国保加入者、そしてこのサービスを受けている受給者を対象にできないですか。どうでしょう。

○鈴木国保年金課長

ただいまの御質問でございますが、国保、社保、二つございます。がしかし、住民一緒でございますから、国保をやるときは、一緒にやるべきではないかというふうに思いまして、今の回答になっております。（「わかりました」の声あり）

○佐藤委員

先ほどの柳原委員の質問に関連してですけれども、4番の48ページ、自立支援法との関係なのですが、担当次長ですか、のお答えでは、退所、入院、死亡という人たちの人数が、今はわからないという返事だったのですけれども、ぜひ調べて、今報告してほしいのですが。

○本郷保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

決算時の説明の中での部分で、私、ちょっと不明だというふうなお話をしたので、今、別な資料をちょうど見ていましたので、その中で、その入院等による執行残の分の実人員は3名でございます。（「今の3人は何ですか」の声あり）入院です。つまり入所施設から入院による人が3名。それから、死亡による退所分が4名、それから、在宅・希望退所による部分が4名ということになります。

○佐藤委員

この人たちの足した金額がこの1,600万円という金額に大体影響しているということですか。

4人ということで、あの自立支援法の大変な中身というのが、4人とはいえども、この方たちに多分影響しているのかというふうに思うのですけれども、在宅に戻られたということは、先ほど柳原委員も言いましたけれども、そういう方たちの暮らしの行方というか、そういうことをやはりきちんとフォローをしていっていただきたいというふうに思います。

この法律そのものも、何か今度の参議院選挙の結果で、凍結するとかしないとかというお話にもなっているようでもありますけれども、ぜひその辺、気配りと目配りをしっかりやっていただきたいというふうに思います。

○本郷保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

在宅、要は入所施設から在宅における介護サービスなりを、そういったものを受けるような場合には、当然として、うちの方の相談はもちろんのこと、家族との連携もとりながら、

在宅におけるサービスというものは支援していきたいというふうに思っていますし、そのように現実もしていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○佐藤委員

どうぞよろしくお願ひいたします。

それから、次の50ページなのですが、保育運営費のところ、15節工事請負費でエアコンを鶴ヶ谷、志引保育所にエアコンということなのですが、ほかの保育所にも入っているのでしょうか。ことしは暑かったので、本当によかったというふうに思ったのですが、ほかの保育所はいかがでしょうか。

○小川こども福祉課長

エアコン、クーラー等の設置状況をちょっと御説明しますが、鶴ヶ谷保育所は6保育室中1室のみでございます。それから桜木保育所が5室中1室、それから笠神保育所が5室中2室、あかね保育所が6室中6室、志引保育所が6室中2室、八幡保育所が6室中2室、というふうな形でエアコンは設置されております。

○佐藤委員

私、何年前に、保育所にもエアコンを設置したらどうでしょうかという質問を一般質問で取り上げたと思うのです。そのときには、子供は、余り積極的な返事ではなかったような気がするのですが、何か地球温暖化の関係で、本当にことしなどはエアコンがあつてよかったという思いがするのですが、何か大分設置台数に差があるようなのですが、この基準というのはどうなっているのですか。

○小川こども福祉課長

最低でも各保育所に1台はついています。ただ、あかね保育所については、指定管理者の関係で、当時の指定管理者の方で全室つけたという経緯もございまして、あかね保育所は全部ついておりますけれども、ほかの部分については、今後、一遍に全部つけることは、ちょっと財政的な問題としてもかなり負担が伴うということもありますので、年次計画を立てながら、徐々に整備していきたいという方向性で考えております。

○藤原委員

まず一つ、特別説明資料という大変すばらしい資料が今議会から出るようになりました。これまで何度も言ってきたのですが、過去のことではあるのですが、改めて、この資料が出たので聞いておきたいと思ひます。

特別資料の12ページの上を見ると、普通建設事業費の推移がグラフとなっております。特に、平成10年の年には59億8,000万円だった。私は、むだな事業をやったとかなんとかということは言うつもりはありません。

しかし、これをやるためにどういう取り崩しをやったのかといいますと、特別説明資料の4ページの上にあるような、物すごい繰入金、取り崩しをやったわけです。

もっと具体的に言うと、どういうことか。同じ14ページに、各種基金残高の推移がここに載っております。もっと具体的に言うと、15ページに、財政調整基金の繰り入れの推移というのが載っていると。その下には年度末残高が載っていると。

いい資料が出たので、改めて聞きますけれども、むだとかむだではないとかということとは私は言わないのですけれども、ちょっとやはりこういう極端な財政運営が、今の多賀城市を苦しめているというのは、今度財政当局が出した資料から、私は明らかではないかというふうに思うのですが、再度、しかるべき方の答弁を求めます。

○鈴木副市長

これは、藤原委員からたびたび同様の質問をちょうだいしまして、その都度お答えしているのは、その時々には市民の要望があり、行政の需要があり、それにこたえるために、いろいろ財政出動したということをございまして、歳出がふえたからそれがすべてむだかどうかというのは、それは価値観の相違といえますか、見解の相違ということになると思いますけれども、その時々には行政需要、それに対して応じてきたということでありまして、それがすなわちむだということは、見解の相違だというふうにお答えするしかないと思います。

○藤原委員

ですから、私は、答弁に困っているようですけれども、私はむだと言っていないのです。むだとかむだではないとか言う前に、そもそも無理な財政運営だったのではないのかと。だから今苦しめられているのではないのかということを行っている中で、実際は心の中ではそうだと思っているような顔をしているので、これはあえて質問はもうこれ以上しません。

それから、資料 7 の 50 ページなのですが、あかね保育所指定管理事業に要する経費ですけれども、これはたしか半年分ですね。それで、たしか保育費とか運営費でしたか、保育費かな、それは半年で多分清算したのだと思うのですけれども、それ以外の特別保育事業費については、何か年度初めに一括して払って、清算が何かごたごたしているという説明があったのですけれども、結局それはどういうふうな決着がついたのか。説明がないので、決着がついてないような気もするのですが、どういう話し合いになっているのかということについて回答をお願いします。

○小川こども福祉課長

お答えいたします。

あかね保育所の返還金請求額は、金額で言いますと 367 万 6,800 円でございます。先ほど藤原委員がおっしゃったように、若干、保育運営費の方では少しあります。あと、地域保育活動とか延長保育促進部分とか、乳児保育促進部分については、1 年分を前払いしていた関係もありまして、その半年分に相当する分が返還請求額というような形になっております。

返還請求してから、督促、それからこれに対して異議申し立て等々ございまして、この間の 2 月議会の方で御承認いただいたように、この異議申し立てについて却下の答申をいただきまして、3 月 27 日に却下の通知をしております。

この異議申し立てに対する却下については、行政事件訴訟法の関係で、間もなく 6 カ月になろうとしているのですけれども、6 カ月を経過すると、取り消し訴訟ができないという規定もございまして、今のところまだそちらの方の動き、どうするのかというのを、ちょっと今、様子見をしている状況で、この 6 カ月を経過した後に、相手方と対応の考え方を聞いた上で、これから対処方法について関係課、それから弁護士等と相談したいというふうな考え方で思っております。

○藤原委員

ここの数字は、お金としてはもう出してしまったから、返せと言っているのだけれども、応じてくれないということですから、返ってこないものは、一たん出したとして決算せざるを得ないですね。そうですね。

そうすると、この50ページの中で、1年分まとめて出してしまったのはどれとどれかというのを、ちょっと教えてほしいのですけれども。

○小川こども福祉課長

1年分まるまる既に支払っているものが、上から3段目の地域活動事業費、それから延長保育促進事業費、それから乳児保育促進事業費でございます。

○藤原委員

わかりました。それはやはり返してもらうのが筋だと思うので、きちんとした対応をやっていたいただきたいと思います。

それから、たびたび話題になっています乳幼児医療費の件なのですけれども、資料7の57ページです。2の(1)の乳幼児医療費助成状況の県補助対象分の右上の方に助成額と書いています。合計で7,335万5,000円、これは多賀城市の負担分というふうに理解していいのですね。どうですか。

○鈴木国保年金課長

ただいま質問いただきました金額でございますが、まず県を忘れていただきまして、この金額が総額です。この2分の1を県、この2分の1を市が持ち出していると、そのようにお考えいただきたいと思います。

○藤原委員

そうすると、実際の多賀城の負担額は7,335万5,000円掛ける2分の1だということですか。

○鈴木国保年金課長

そのとおりでございます。

○藤原委員

自己負担というのは今は3割でしょう。それを県と市で負担するのではないですか。4億3,076万1,000円に対して7,335万5,000円というのは、17%でしたか、3割には全然ありません。本当に間違いないですか。今の答弁で。

○鈴木国保年金課長

今質問いただいております分は、ゼロ、1、2。2歳までは2割負担でございます。ですからこの金額になろうかと思えます。

○藤原委員

わかりました。

そうすると、この金額の半分を今負担をしていると。そうすると、この数字自体、この 7,335 万 5,000 円の 2 分の 1 を市が出しているけれども、その数字自体も、幾らか来年の 4 月から変化はないのですか。全然ないのですか。これは全然ないのですか。

○鈴木国保年金課長

ただいま質問いただいております範囲内、ゼロ、1、2 につきましては、来年からも、今現在と同様に 2 割負担でございます。したがって、この範囲内において金額の変動はございません。

○藤原委員

そうすると、56 ページの方だけということですね。変わってくるのは。

そうすると、先ほど詳しい数字はなかったので、私、比例計算をやったら、1,909 万 8,000 円、繰り上げて 9,000 円は、1,273 万 2,000 円になると。そして、例えば 1 歳引き上げたらどうなるかと。2 年分でも 2,546 万 4,000 円になると。そうすると 636 万 5,000 円をつけ足せば、1 歳引き上げようと思えば、そのぐらいの金額で済むのだという数字だと。先ほど根本委員の方から質問あったのですけれども、この決算ベースの数字で言えばそういうことになるというふうに理解していいのですね。

○鈴木国保年金課長

3 歳児、いわゆる対象年齢拡大分、3 割から 2 割負担になりますから、3 割分が 2 割負担に戻せば、今のような計算になるろうかと思えます。

ただ、ここで考えておかなければいけないのは、医療費は一定で推移はしておりません。必ずといっていいほど伸びていっているのではないかというふうに思われます。その分のプラスアルファも当然確保しないと、なかなか大変かなと、そのような考えはございます。

○雨森委員

資料 7 の 47 ページです。先ほど森委員からも質問がございまして、多賀城の児童相談の中の虐待ということに関して、多賀城でも 36 件、330 回ぐらい相談があったというようにお話を聞いておったのですが、ちょうどことしの 5 月の新聞の記事の中に、「10 都県」、東京都ですが、「県と児童相談所」という記事の中に、「移転先での虐待防止徹底」というような記事が出ておりました。

それで、これから多賀城も、国自身も取り組んでいきたいというような記事の内容なのですが、一番ちょっと気にかかるところは、「転居先での虐待防止徹底」ということで、比較的親が住居を転々と変えていく、そういう親たちが虐待防止の対象ということが、新聞記事に出ておりました。

その先で相談に乗らないために、2000 年から 2003 年までの間に、2 年間ちょっとで、子供たちが約 27 件ぐらい死亡に至ったというようなことも報告されております。多賀城は非常に転居率が高いものですから、そういったものを踏まえながら、今後の対策をどのようにお考えかお尋ねしたいと思います。

○小川こども福祉課長

多賀城市に転入してきても、多賀城市から転出していっても、虐待と疑われるような行為があった部分については、それぞれの市町村がネットワークを持ちまして、それぞれの見守りが必要ですよ、とか、こういう状況でしたというデータはそのままお上げしたり、も

らったりして、転入してくれば、すぐに対処するなり、もし転出していった側に対しても、それなりの資料を前もって差し上げているという形はとっております。

○雨森委員

どうもありがとうございます。

それから、何か子供の歯を見て、虐待率を調べるというようなことも何か報道されておりました。いろいろ踏まえながら、1件でも虐待防止ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

○松村委員

子育て支援についてお伺ひいたします。私、昨年ですけれども、子育て家庭の経済的支援という意味から、企業と連携をとって、企業が買い物のときに、その子育て家庭に対して割引とかポイントをつけるとかという形で、そういう事業を推進してはどうかという質問をさせていただきましたが、今回、県の方で、「宮城っこ子育て応援パスポート」というものを創設して、県として、県内の企業にその事業を呼びかけまして、協力を呼びかけて、各自治体の協力を得ながら、これを推進していきたいというようなことの発表がありましたけれども、この件に関して、県の方から何か市の方に連絡は入っていますでしょうか。

○小川こども福祉課長

具体的には、私の方にまだ詳しい情報等は入ってきておりません。実は、あした、こども福祉関係担当者として、それから商工関係担当者の会議が、あした県庁の方で、その具体的な中身について説明会があるということになっております。

いずれ、考え方としては、来年4月から、企業の協賛をいただいて、パスポートを提示することによって割引があったり、ポイント制があったりとか、そういう形での使われ方になるのかというふうに私は感じています。

○松村委員

その要望が県の方からあったときは、もちろん市の方では協力体制をとるとということにとらえてよろしいでしょうか。

○小川こども福祉課長

全県的な取り組みですので、当然、子育て支援というような部分について、私どもとしても、「やらない」というようなスタンスではないと思ひます。逆に一緒になって、子育て支援のためにやるべきだろうと。（「よろしくお願ひします」の声あり）

○根本委員

少し正確性を持った方がいいと思ひますので、先ほど藤原委員の、資料7の57ページ、先ほど課長の言っているのは間違いではないのですけれども、この表からすると、もうちょっと説明を加えた方がいいのではないかと思ひます。

例えば、7,335万円ほどかかっています。その半分を市で負担していますね。先ほどゼロ歳、1、2と言ひましたね。それは通院の部分だけで、国保、社保とも入院分がありますね。その入院分は合計900万円になっていますけれども、約四百五、六十万円市で負担していますね。その3分の1は来年から減りますね。間違いはないですか、どうですか。

○鈴木国保年金課長

おっしゃるとおりでございます。その後段の分については、私の頭の中で考えた範囲では、先ほどちょっと申しましたけれども、医療費の自然増分に充当される、そんな金額かなというような感覚を持っておりました。

○小嶋委員長

以上で、第1款から第3款までの質疑を終了いたします。

○小嶋委員長

お諮りいたします。本日の委員会はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小嶋委員長

御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

明9月19日は午前10時から特別委員会を開きます。

本日はどうも御苦労さまでございました。

午後3時51分 延会

決算特別委員会

委員長 小嶋 廣司